

8. 業務実施計画 目次

0. 業務実施計画、組織運営にあたっての基本的考え方（概要）－パワーポイント資料：別紙

1. 組織運営にあたっての基本的考え方

1-1. 組織運営の理念（持続可能な組織運営のために）

- 1-1-1 運営理念とコミットメント
- 1-1-2. ビジョン（組織が目指す方向性・長期目標）
- 1-1-3. ミッション（組織の使命）
- 1-1-4. バリュー（私たちが重視する価値基準と行動原則）

1-2 組織運営の基本的考え方

1-2-1. ガバナンス

1-2-2. ビジョンとゴール（目標）

- (1) ゴール（目標）とインパクト
- (2) 持続可能な社会作りのためのゴール設定に向けて
- (3) 日本版 SDGs ターゲットの設定

1-2-3. 運営戦略と実行

(1) 具体的成果の創出を最優先

－1. 資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保

- (1) 草の根活動支援プログラム、(2) 新規企画支援プログラム、(3) ソーシャルビジネス形成支援プログラム、(4) 緊急災害支援プログラム、(5) 基盤強化支援プログラム（研修を含む伴走支援等）

－2. 実行能力の高い資金分配団体を選考

(2) 民間公益活動を持続的に支える環境整備を促進

－1. 成果評価

＜プログラムの評価と制度見直しへの対応＞

－2. モニターリング

－3. 広報やステークホルダー・エンゲージメントを通じた自立した民間公益活動の担い手の確保・育成、民間資金が調達できる環境づくり

1-2-4. 戦略的・効果的な情報開示、広報活動

1-2-5. ステークホルダー・エンゲージメント（目的ある対話、連携、共創）

- (1) 専門家会議の設置
- (2) NPO 等の現場との対話促進
- (3) 企業との連携

(4) 中間支援組織等との連携

1-2-6. 業務の充実に向けた活動等を推進

1-3. 組織体制

1-4. 組織及び業務運営のコスト

2. 業務実施にあたっての基本的考え方等

2-1. 業務実施にあたっての基本的考え方（参照：民間公益活動促進業務規程案）

2-2. 組織運営体制等（組織図、所掌事務、役職員の状況を含む）

2-2-1. 組織図

2-2-3. 所掌事務

2-3. 組織運営計画→別紙参照

3. 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画

3-1. 基本的業務

3-1-1. 資金分配団体の選定等

3-1-2. 資金分配団体に対する助成等

3-1-3. 資金分配団体に対する監督等

3-1-4. 休眠預金等交付金の受入れ

3-1-5. 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

3-1-6. 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

3-1-7. 適切な評価の実施

3-2. 業務の充実に向けて実施していく業務

3-2-1. 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

3-2-2. 成果評価実施支援

3-2-3. 研修

3-2-4. 国際交流

8 業務実施計画

1. 組織運営にあたっての基本的考え方

1-1. 組織運営の理念（持続可能な組織運営のために）

1-1-1 運営理念とコミットメント

休眠預金等活用法では、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸問題の解決をめざして民間の団体が行う①子ども及び若者の支援、②日常生活を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援に係る公益に資する活動を、国民の資産である休眠預金等を活用して促進し、成果を収めることにより国民一般の利益を増進することで国民に還元することとされている。

（一財）日本民間公益活動連携機構（以下「当財団」という）は、休眠預金等活用法に則り、オールジャパンの体制で多様なステークホルダーとの連携の下、民間の英知、創造性、革新力を結集し、誰ひとり取り残すことなく未来の子ども達に持続可能（サステナブル）な社会を引き継ぐために社会課題の解決に革新的な手法でチャレンジし続ける担い手を支える触媒になることを目指す。

この理念を財団内部関係者のみならず、資金分配団体や民間公益活動を行う団体（実行団体）などのステークホルダーとも共有していくことが本制度を成功に導く第一歩であると認識している。そのために、組織が目指す方向性・長期目標をビジョンとして、またそれを実現するための役割・使命をミッションとして、さらに役職員の行動のための価値基準・原則をバリューとして分かりやすくシンプルに表現し、関係者に周知徹底したい。

1-1-2. ビジョン（組織が目指す方向性・長期目標）

「誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。」

1-1-3. ミッション（組織の使命）

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、民間公益活動を行う団体の事業に係る一義的な責任を負う。当財団はこれを踏まえて、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」に基づ

き、前述のビジョンを実現するために以下の10の使命、役割を担う。

(1) 社会の優先課題を提示

我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。

(2) 資金支援

資金分配団体及び民間公益活動を行う実行団体に対し、最適な資金支援を行う。

(3) インキュベーター・アクセラレーター

社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター（事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体）及びアクセラレーター（事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体）の役割を担う。

(4) 伴走型支援

必要に応じ、外部の団体や専門家とも連携しつつ資金分配団体に対し非資金的支援を伴走型で行う。

(5) 革新的手法の普及促進

民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。

(6) 監督

民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う実行団体を監督する。

(7) 活動の広報、制度への参画の促進

休眠預金等に係る資金の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ、本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間の団体等の一層の参画を促す。

(8) 民間公益活動全体の把握

資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動全体の状況を把握する。

(9) 事例の分析と活動への反映

地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、また諸外国の事例にも目を配り、その結果を活動の現場に反映させ、世界的先例を作る。

(10) 民間公益活動の担い手の自立化のための環境整備

民間公益活動の担い手が必要な資金を自立的に調達できるように必要な環境整備（クラウドファンディングや事業化など）を進め、もって市場の発展を促す。

1-1-4. バリュー（私たちが重視する価値基準と行動原則）

業務遂行に当たって踏まえるべき価値基準と行動原則を以下の通り明示する。

(1) 国民への還元と透明性・説明責任

原資が国民の資産であることに鑑み、休眠預金等に係る資金の活用成果を広く国民一般の利益の増進に資するようにすると共に成果を含めたあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任を果たす。

(2) 共助、連携による民間主導

行政が本来行うべき施策（公助）の肩代わりではなく、共助の活動に焦点を当てた支援を行う。また、本制度の運用は、各関係主体間との連携の下に民間主導で行う。

(3) 持続可能性

民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金を自ら調達できる環境の整備に資するよう休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築する。

(4) 公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

(5) 多様性

優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は地域や分野等によって多様であることに十分配慮する。

(6) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーションを実現する。

(7) 成果最大化

一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に大きな成果を出すことが見込まれる事業を積極的に支援することにより、本制度全体でみた成果の最大化を図る。

1-2. 組織運営の基本的な考え方

休眠預金等を活用して社会の諸課題の解決に取り組む民間公益活動の持続的発展をめざすためには、指定活用団体である当財団が、公平公正で透明性の高い運営により、関係者や国民の信頼を持続的に勝ち得ていくことが不可欠である。その持続可能（サステナブル）な経営・運営のためには、（1）ガバナンス、（2）ビジョンとゴール（目標）、（3）運営戦略と実行、（4）情報開示・説明責任、（5）ステークホルダー・エンゲージメント（目的のある対話、連携、共創）の5つの要件・要素に基づく組織の整備と強化が不可欠と認識している。

当財団では、2018年度（第4四半期）から2023年度までの最初のフェーズ（中期の計画期間）の5年間は、これらの観点から組織基盤の整備、強化を進めていく。

1-2-1. ガバナンス

組織運営・経営の要は「ガバナンス」である。

預金者をはじめ、資金分配団体、NPO等の実行団体とその支援を受けている人々、行政、パートナーである企業やアカデミア（大学院、大学等）などのステークホルダーからの信頼を持続的に獲得し、またそれぞれの立場や視点を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組みとしてのガバナンス基盤を構築する。

不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制は必須の条件である。しかし、その仕組みや強化の面が過剰になり過ぎ管理志向が強くなると、ソーシャル・イノベーションにつながるような創意工夫や自律的な取り組みが阻害される懸念もあるため、過度の管理志向とならないよう配慮しつつ、諸規程類の整備と周知徹底による管理に加え、以下（1）から（6）の特徴を持つ運営によりガバナンスの推進を図る。

また、不正の抑止や防止の点に加え、人権侵害を受けやすい社会的立場の弱い人に寄り添った活動を進めていくためにも、差別がなく、人材の多様性、ジェンダーバランスに配慮した風通しの良い人権重視の職場環境を整備していく方針である。

(1) 評議員会の多様性

理事会を監督するための評議員会は、経済界、金融界、労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター等の幅広い分野からの出身者で構成され、人材の多様性に配慮した組織に設計している。

(2) コンプライアンス委員会

業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う外部有識者も参加するコンプライアンス委員会と事務局を設置する。(関連する規程類：コンプライアンス規程)

(3) 監査室の設置

監事と監事の下に本財団の内部監査を担う組織として監査室を配置する。監査室は事務局とは独立した組織とする。(関連する規程類：監事監査規程)

(4) コンプライアンス・ヘルプラインの設置と組織内外への公開

ガバナンス・コンプライアンス体制の実効性を担保するため「公益通報者保護制度を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」に基づき、コンプライアンス・ヘルプライン窓口を、コンプライアンス担当理事、監事、事務局内の総務部および事務局からの独立性が高い監査室に設置する。また、通報の容易さや秘匿性を考慮し、組織外部の弁護士事務所等の第三者機関にも同様のコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置する。さらに、これらのヘルプラインを組織内構成員のみならず、資金分配団体や実行組織、また機材購入先等の取引先を含む組織外のステークホルダーにも公開し、外部からの指摘を早期に把握することによるリスク管理体制の強化を図る。(関連する規程類：内部通報(ヘルプライン)規程、就業規則)

(5) 役職員の利益相反防止

役職員から、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織(総務部)において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程他に定める。また、定期報告を待たず、報告内容に変更が生じた場合は速やかに報告させることとする。(関連する規程類：役員の利益相反防止の自己申告に関する規程、就業規則)

(6) 資金分配団体への第三者監査の実施

資金分配団体等に対する監査は総務部門が助成等のプログラムの終了後実施するが、資金分配団体に対しては監査法人等の第三者による監査も無作為に実施していくこと

でバリューチェーンでのガバナンスを強化する。不正の抑止と防止の面でも有効と考える。

1-2-2. ビジョンとゴール（目標）

持続可能な組織運営を実現するためには、将来に向けて組織が目指すべき方向性や発展のイメージとしてのビジョンを役職員間のみならず、資金分配団体、実行団体、また他のステークホルダーとも共有化することが出発点となる。

（1）ゴール（目標）とインパクト

「誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。」という当財団のビジョンの実現に向け、長期目標としてのゴールを以下のように設定する。ゴールはそのまま社会的インパクトとして捉えることができる。

（2）持続可能な社会作りのためのゴール設定に向けて

グローバルでの共通目標である国連持続可能な開発目標（SDGs）に基づき、日本政府もSDGs実施指針（以下図1、参照）を立案し、2030年の日本の社会像を明示している。当財団でもこの2030年の社会像を念頭に、民間の力を活かすという前提でオールジャパンの連携の下、以下の3領域を中心に、国及び地方公共団体が対応することが困難である社会的に脆弱な人々と地域の支援を行う実行組織に対してその取組みを支える活動を進める。これらはSDGsが重視するマルチステークホルダー・パートナーシップと「誰一人取り残さない」精神とも重なる。

1. 子ども及び若者の支援に係る活動
2. 日常生活または社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
3. 地域社会における活力低下、その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

図1.

【参考】『SDGs実施指針』の概要 (SDGs推進本部第2回会合において決定)

【ビジョン】 「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

【実施原則】 ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

【フォローアップ】 2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

<p>①あらゆる人々の活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実 	<p>②健康・長寿の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、 ■公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応
<p>③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市 	<p>④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進
<p>⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> ■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築 	<p>⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・ ■海洋・陸上資源
<p>⑦平和と安全・安心社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進 	<p>⑧SDGs実施推進の体制と手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの ■主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

2

(平成29年12月、SDGs推進本部資料より)

(3) 日本版 SDGs ターゲットの設定

具体的には、上記の3領域に関連した多くの社会課題の中から優先的に解決すべき社会課題を特定する作業プロセスの中で、それらの社会課題に関連するSDGsの17ゴール、169ターゲットを洗い出し、その関係性の中で当財団定義によるSDGsターゲットとして設定する。これらの課題解決の実現が成果目標(ソーシャルインパクトゴール)になる。指定を受けた後の2019年3月を目標にこれらを設定する。

事業や助成プログラムの実効性を高めるためには、可能な限りデータに基づく将来(2030年)達成すべき具体的な数値ゴールの設定が重要である。当財団では、当財団定義によるSDGsの数値ゴールをステークホルダーを含めた関係者で共有していき、日本版SDGsターゲットとして定着されるよう関係者に働きかけていく。この長期ゴール(2030年)としてのSDGsの達成に向け、ファースト・ステージ(2023年までの第1期5ヶ年計画)とその中間時点(2021年度末)での成果目標(アウトプット、アウトカム目標)をバックカスティングの形で立て、そのための必要な各年度のアクション計画(KPIを設定)を設定していく予定である。

具体的な社会課題を特定し、その解決すべきゴールを設定するためには、今後、さらに調査分析を進める一方、専門家会議委員や有識者、また現場の実行団体等からの意見やニーズも考慮して決定していく。

ゴールの達成には、政策面や行政の支援、また本制度に直接関わらない公益活動や企業活

動などのようにこの制度以外の要素も関係するが、共通ゴールの設定とさまざまなセクターとの共有化は、そのゴールに向けてオールジャパンで達成の努力をしていくという流れを作る点で効果的と考える。特に経団連が中核となって設立された当財団は、経団連とその会員企業にも共通ゴールとして共有化し、企業によるCSR活動等と連携し相乗効果を高めていく所存である。以上のプロセスは図2. の通りである。

この制度を礎に、SDGs へのコミットを通じて公益活動の拡大に貢献していくと共に世界に向けて日本のSDGs への取り組み事例として積極的に発信していく所存である。

当財団定義によるSDGsのターゲット例として以下のようなケースを想定している。

- ターゲットの設定例：

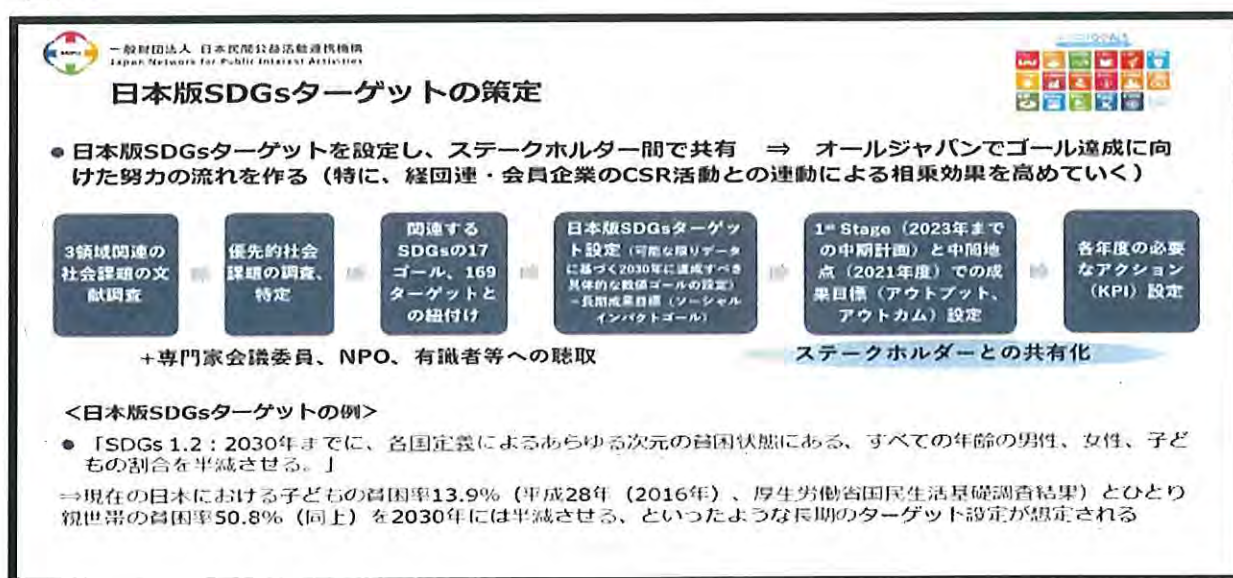
「SDGs 1.2： 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。」

↓

現在の日本における子どもの貧困率 13.9%（平成28年（2016年）、厚生労働省国民生活基礎調査結果）とひとり親世帯の貧困率 50.8%（同上）を2030年には半減させる、といったような長期のターゲット設定が想定される。

この場合、当該分野に関連した活動を進めているNPO等と連携する資金分配団体を選考し協働することになる。一方企業にも当該分野に係るCSR活動の推進を働きかけていく（例：ひとり親が働き続け易い労働・職場環境の整備など）。合わせて、企業にとってインセンティブになるよう、当該分野をSDGsに貢献するESG（環境、社会、ガバナンス）の評価指標として取り込んでいくことをESG評価機関等にも働きかけていきたい。

図2.



1-2-3. 運営戦略と実行

当財団は限られたリソースで社会的成果の最大化を効率的に図るために戦略的な運営を進めていく。その基本方針として以下を明示する。

<基本方針>

- (1) 具体的成果の創出を最優先
- (2) 民間公益活動を持続的に支える環境整備の促進

(1) 具体的成果の創出を最優先

事業開始の2019年度から2023年度をファースト・ステージの中期5カ年計画実行期間と位置付け、その期間は、資金分配団体への助成のみを実施し、また社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先する。そのためには以下の二つの方針に基づき助成活動を展開する。

- －1. 資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保
- －2. 実行能力の高い資金分配団体の選考

それぞれの取り組みは以下の通り。

－1. 資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保

3領域（①子ども及び若者の支援、②日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援）、地方や多様性への配慮、公的制度の「狭間」に位置する取り組み、社会的イノベーションや革新的な取り組み、増加傾向の災害への備えの5つの観点からバランスの取れた助成活動を展開することが制度の実効性を高めると認識している。

以上の点から、全体の助成スキームは、(1) 草の根活動支援プログラム、(2) 新規企画支援プログラム、(3) ソーシャルビジネス形成支援プログラム、(4) 緊急災害支援プログラム、(5) 基盤強化支援プログラム（研修を含む伴走支援等）の5つのプログラムに分け展開することを提案したい。

2018年度末（2019年3月）までに優先的に解決すべき社会の諸課題を特定した上で全体の公募スキームを確定していく。その間、社会課題の現場で活動する実行団体等からの意見聴取も試みる。資金分配団体に対しては「包括的支援プログラム」の期待事項として助成スキームの中に取り込んでいく。

プログラムのアウトカム成果を確認するためには2年間以上は必要とみられるので、助

成期間は、(4)と(5)のプログラムを除き原則3年を標準モデルとして設定する。但し、資金分配団体による実行団体の公募・選考に要する期間を除く。当財団ではこの期間として6カ月を想定している。

実際には、資金分配団体による包括的支援プログラムに係る提案に基づき、審査し、助成期間等の詳細条件を個別に設定する。3年より短期のケースへの対応など、成果の獲得を重視しつつも個別審査に基づき柔軟に対応する。また、資金分配団体による実行団体への貸付け、出資、及び助成を含む複合的な支援プログラムについても、包括的支援プログラムを基に個別に実行可能性等を審査し、期間を含む条件を個別設定する。

いずれも資金分配団体への第1号助成案件は2019年内(12月)の実現を目標とする。

当財団から資金分配団体への助成金の分配は、契約時に全額実施する予定である。資金分配団体から実行団体への助成、貸付け、出資については、各資金分配団体の包括的支援プログラム、計画に沿ってあらかじめ合意された条件に基づき実施される。助成の場合、資金分配団体からは実行団体に対し6カ月ごとの進捗ベースにて資金の支払いが実行されることを原則とする。当財団から資金分配団体、また資金分配団体から実行団体に対しては、6カ月ごとの進捗に関する検証(モニターリング)を実施する。

モデルケースごとの助成、貸付け、出資に関するガイドラインは指定後準備する方針である。各助成プログラムの詳細は以下の通り。

(1) 草の根活動支援プログラム

優先的に解決すべき社会課題に関し、既に全国の各地域で草の根的に事業を展開しているNPO等の実行団体に対し資金を助成することでさらなる活動成果や活動の質・量の拡大が見込まれ、また持続可能性という点で改善が期待されるケースを想定し、それらの実行団体への助成(貸付け、出資を含む)と伴走支援を行う資金分配団体を選考する。

各年度、全国で20を目標とする資金分配団体を、地域・分野等ごとの多様性に配慮し選考する。ひとつの資金団体が10の実行団体を目標に助成支援を実施する。その場合20(資金分配団体)×10(実行団体)=200の実行団体が全国に展開する助成支援のパイプラインが実現する。実行にあたっては、地域枠と全国共通のテーマ枠の二つに分けた形の展開を検討していく。

本助成額には資金分配団体の管理費(最大15%まで)を含む。目標の助成規模は、20億円(1資金分配団体当たり最大1億円を助成)を予定している。資金分配団体にはその計画に基づき資金助成が実行されるが、資金分配団体から実行団体への助成の実施は6か月

ごとの進捗に基づき実施することを原則とする。平行して当財団は資金分配団体への進捗管理と監督を実行する。

これらの資金分配団体が提出する包括的支援プログラムの審査（後記－2．参照）にあたっては、地域や分野の多様性への配慮に加え、実行団体に対する選考審査の視点として以下の項目を考慮しているかを確認する。

- 事業の妥当性：地域課題の問題構造を十分把握し、実施内容が解決したい課題に対し妥当か
- 実現可能性：推進体制、ネットワーク、スケジュール、予算が適切か、成果目標が明確か。
- 継続性：助成終了後の計画が具体的に想定されているか
- 波及効果：事業の成果が地域を超えて課題の解決につながることを期待できるか
- 革新性：社会の新しい価値創造、仕組みづくりに寄与するか
- 対話力、広報力：事業の準備段階から終了後までの体系的な対話・広報するための体制と計画を保有しているか

（2）新規企画支援プログラム

本プログラムは、特定された優先的社会的課題について、資金分配団体が中核となる実行団体を選考し、企業等の他セクターとも連携の上、革新的な手法で解決を図るベンチャー・フィランソロピーのような新しい企画（インキュベーション）とその実現を促進（アクセラレーション）する目的の助成、貸付け、又は出資に係る活動である。

具体的には、各年度に5つの資金分配団体を目標に公募で選考する。それぞれの資金分配団体は3から5程度の実行団体を目標に全国で選び、連携活動を企画、実行していく。資金分配団体は、候補となる実行団体を核に企業、アカデミア、行政などのステークホルダーを取り込んで、社会的課題の解決を図るための革新的な活動プログラムの企画を進めることが期待される。

助成期間は、上記（1）の草の根活動支援プログラムと同様に最長3年とする。資金分配団体の選考審査の視点は、以下の通り社会的インパクト、革新性、先進性、多様性、連携力を重視する。

- 測定可能な社会的インパクト
- 事業の実現可能性と持続可能性の点で革新的な取り組み
- 事業拡大の潜在性

- 経営層、主体者のリーダーシップ
- 多様なステークホルダーとの協働、かつそれぞれの役割が明確
- 事業の準備段階から終了後までの体系的な対話・広報するための体制と計画を保有
- 同様の課題や姿勢で挑む事業家や行政、金融機関とのコミュニティ（生態系）を形成する能力
- 対話力、広報力（事業の準備段階から終了後までの体系的な対話・広報）

所要資金規模は毎年 5 億円を想定。各資金分配団体には 1 億円を上限に契約時に助成実施するが、資金分配団体から実行団体への 1 億円の分配は最長 3 年で分割実施される。資金分配団体から実行団体への助成資金の支払いは、実行団体の活動の進捗に基づき原則 6 か月ごとに実行する。貸付けと出資の場合は個別の契約ごとに判断。資金分配団体はこの 1 億円を原資に選考した実行団体への助成、貸付け、出資を実施すると共に、自ら企画を推進するための活動資金としても活用できる（但し、そのための管理費の上限は助成額の 15% までとする）。

（3） ソーシャルビジネス形成支援プログラム

このプログラムは、特定された優先的社会課題をソーシャル・インパクトボンドの手法などを活用した革新的ビジネスモデルによる解決を図る目的で企画している。2019 年度から公募により 3 資金分配団体を目標に選定する。これらの団体は、中核となる実行団体を選考し、実証事業としてのパイロットモデル事業を連携して進める。事業は 2～3 年間の継続展開を想定する。2020 年度、2021 年度、2022 年度も実証モデルを中心に同様の助成活動を継続する予定である。第一号事業が終了後、アウトカム、社会的インパクト評価を実施し、その結果に基づきセカンドステージでの規模を拡大した本格展開に備える。一号案件の実証モデルの成果次第では本格的展開を早める可能性も検討していきたい。

この事業は、周到な企画準備が必要であり、選考された資金分配団体への伴走支援も必要に応じ実施し、新事業モデルの組成に向けたスキーム等の実現可能性や国内外での類似のプログラムについての調査検討も並行して進めていきたい。

1st ステージでは 3 つの資金分配団体を選考する予定である。助成額は年間最大 3 億円（3 団体）を予定している。資金分配団体の管理費は助成額の 15% を上限とする。資金分配団体から実行団体への資金供与は、原則 6 か月ごとの進捗ベースで実施することとする。但し、貸付け、出資の場合は個別の契約ごとに判断する。

このプログラムは社会課題の解決を目的とする革新的なビジネスモデルの形成が重要であり、資金分配団体の選考にあたっては特に以下の視点を重視したい。

- ・ 測定可能な社会的インパクト
- ・ 社会課題の解決と収益性からの事業・ビジネスモデルの実現可能性、ICT の活用などによる革新性、持続可能性
- ・ 事業拡大の潜在性
- ・ 経営層、主体者のリーダーシップ
- ・ ステークホルダーとのネットワーク力とそれぞれの役割が明確
- ・ 同様の課題や姿勢で挑む事業家や行政、金融機関とのコミュニティ（生態系）を形成する能力
- ・ 事業の準備段階から終了後までの体系的な対話・広報するための体制と計画を保有
- ・ 対話力、広報力（事業の準備段階から終了後までの体系的な対話・広報）

以上（２）及び（３）のプログラムは先進性が重視されおり、これらに係る資金分配団体の審査の視点は、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について絶えず検証し見直しを実施する。また、ハイリスクであることを前提として、目標どおりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析を着実にを行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価していく。

（４）緊急災害支援プログラム

社会的に困難を強いられている人々や地域が、大規模自然災害によってさらにその脆弱性を深刻化させる傾向にある。この実状を勘案し、緊急災害支援と復旧支援等の要請に滞りなく対応できる資金分配団体を選考し、それらの人々や地域への緊急支援や復旧支援を行う実行組織に対し緊急的に助成支援ができるような体制を整備していく方針である。

その事前スクリーニング審査は、「実施可能な組織体制等」と「的確に業務を実施できる組織体制」の基本要件に、緊急支援、復旧支援に係る実行組織が緊急出動できる体制や能力面も加えてあらかじめ審査を実施し、緊急ニーズに備えておくようにしていきたい。

資金は、災害発生後に緊急出動できるよう「災害準備金」として備えておくことを検討したい。各年度、資金分配団体 3 団体を選考し、各団体を通じて 5 実行団体を目標に事前を選考し、これらの実行団体が緊急出動できる予備体制を作る。過去データから年平均で 2 件程度の大規模災害が発生しており、一団体当たり 1000 万円程度の助成規模と想定すると年間の所要規模として合計 3 億円程度は必要と考える（資金分配団体に対する管理費は助成額の最大 15%まで含む）。但し、東日本大震災規模の超大規模災害の場合にはこの規模の助成額では対応困難であることから、分配されずに残った資金は毎年繰越金として災害準備金の中でプールし、将来の超大規模災害にも備えておくことを検討したい。

資金分配団体には災害発生後の緊急要請に基づきその都度事前契約に則って支払い（一括）を実施する。進捗管理は事業期間に依存する。6 カ月以上の長期に亘る場合は、他のプログラムと同様 6 カ月ごとの進捗管理、評価を原則とする。6 カ月以内の場合は事後評価と完了報告に基づき総括評価を実施する。

（５）基盤強化支援プログラム（研修を含む伴走支援等）

民間公益活動の底上げを図り、かつ資金分配団体および実行団体の課題でもある組織基盤の強化に向けた研修を含む伴走支援も、個々の資金分配団体等の状況等により必要に応じて、外部の団体や専門家とも連携しつつ実施していく方針である。

教育・研修プログラムは、2020 年度から以下を中心に展開する予定。

- ・ プログラム・オフィサー(Program Officer)教育（4 回／月、年間 12 月）
- ・ 評価に関する教育研修（4 回／月、年間 10 月）
- ・ グラントメーカーのためのスキル（Grant makers skills）研修（4 回／月、年間 6 月）
- ・ 伴走支援型ハンズオン研修（4 回／月、年間 10 月、2 人体制）

社会的成果の最大化を図るためには、社会課題のニーズ調査や解決策の企画立案、進捗管理、監督、評価検証を統括的にリードし、事業全体のマネジメントを実施する役割を持つプログラム・オフィサーの育成が急務である。プログラム・オフィサーの育成のための研修プログラムは、外部の専門機関等の協力を得て優先的に実現したい。企業でのプロジェクトマネジメント経験者や企業財団関係者、社会貢献関係者などにも参加を呼びかけ、国内のプログラム・オフィサーの拡充を図っていきたい。

また、評価の実施はこの制度を成功させるためには必須条件であるが、その評価は効率的、効果的に実施することが前提となる。そのためには伴走支援も含め評価に関する研修も実施していく予定。

この制度を根に公益活動を広めていく点で、また社会的な課題に挑む活動や団体への支援者として、資金分配団体候補となる団体やその他の企業系財団、また企業の社会貢献部門や行政の補助・助成担当部門の人員などを対象とした「グラントメーカー」のスキル向上のための教育プログラムを実現したい。また将来的にはその登録制度の発足も模索する意向である。

資金分配団体とその支援先の実行団体には、伴走支援型のハンズオン研修・支援も必要性に応じ実施していく予定である。ICT活用の方法を含む事務処理の効率化や経営やマー

ケティング活動、広報関係の支援など、組織基盤の強化に必要な伴走支援も、企業人のプロボノも活用し実行していく。当財団としても、プログラム・オフィサーを採用の上、上記の各プログラムで選定された資金分配団体には、プログラム・オフィサーがメンターの形で企画の補強から進捗管理、評価までを伴走支援するようにしたい。しかし国内での人的リソースの制約からこの実現は容易ではないので、少なくとも適切な数のプログラム・オフィサーが確保されるまでは当財団の事業部職員には複数の資金分配団体を専任させ、側面から支援ができる体制を整備していく。合わせて経団連の会員企業を中心に、社員ボランティア（専門性を活かすプロボノ）の活用や会員企業とのブリッジなど、側面からの支援も実現していく方針である。

条件付きで選考された選考申請団体（資金分配団体）に対するワークショップによる包括益支援に係る企画案の補強についても基盤強化に向けた支援の一環として資することを念頭において実施する（-2、「実行能力の高い資金分配団体の選考」参照）。

<プログラムの評価と制度見直しへの対応>

上記のプログラムは、いずれも6カ月ごとの進捗管理（評価）を原則とし、それに加えプログラム実施期間の中間地点で中間評価を、また終了時では最終評価を実施する。

休眠預金等活用法の施行後5年（2023年1月1日）の見直しを考慮すると、2022年度には本制度全体の評価や見直しが始まるのが想定される。当財団としてはこのスケジュールを前提に、2021年度末から、（1）草の根活動支援プログラムから（5）基盤強化支援プログラムに関し、中間評価が実施可能なプログラムを対象にその評価を開始し、制度の見直しに備える。

また、セカンドステージの第2期中期5カ年計画に向けた2023年12月から実施予定の助成活動（プログラム）は、それまでの自動継続、延長とせず、中間評価と制度全体の見直しの結果に基づき、継続、大幅な修正、中止、新展開などあらゆる可能性を含め検討を実施していく方針である。

一方、当財団の助成活動の開始は2019年度（準備期間は2019年1月から）であり、2023年度を第1期中期5カ年計画の最終年度としているので、中期計画の終了年である2023年度末までには「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点も含めた制度全体の総合評価も実施する。

以上の評価に関する全体像は図4. に掲載の通りである。いずれも節目ごとに評価と振り返りを実施し、PDCA管理の起点とする意向である。

これらの事業モデルや成功例、各評価の結果を広く関係者に共有し、普及させていくと共に広く国民をはじめとするステークホルダーにも公表し、説明責任を果たしていく。

また、上述の通り、中間評価を踏まえた制度全体の見直しと当財団によるファーストステージ（第1次中期5カ年計画）に対する総合評価の結果を十分踏まえ、また政府の意向や民間公益活動の進捗状況に応じて、セカンドステージ以降の活動計画を策定し、段階的に助成等の内容や規模を拡充させていく。

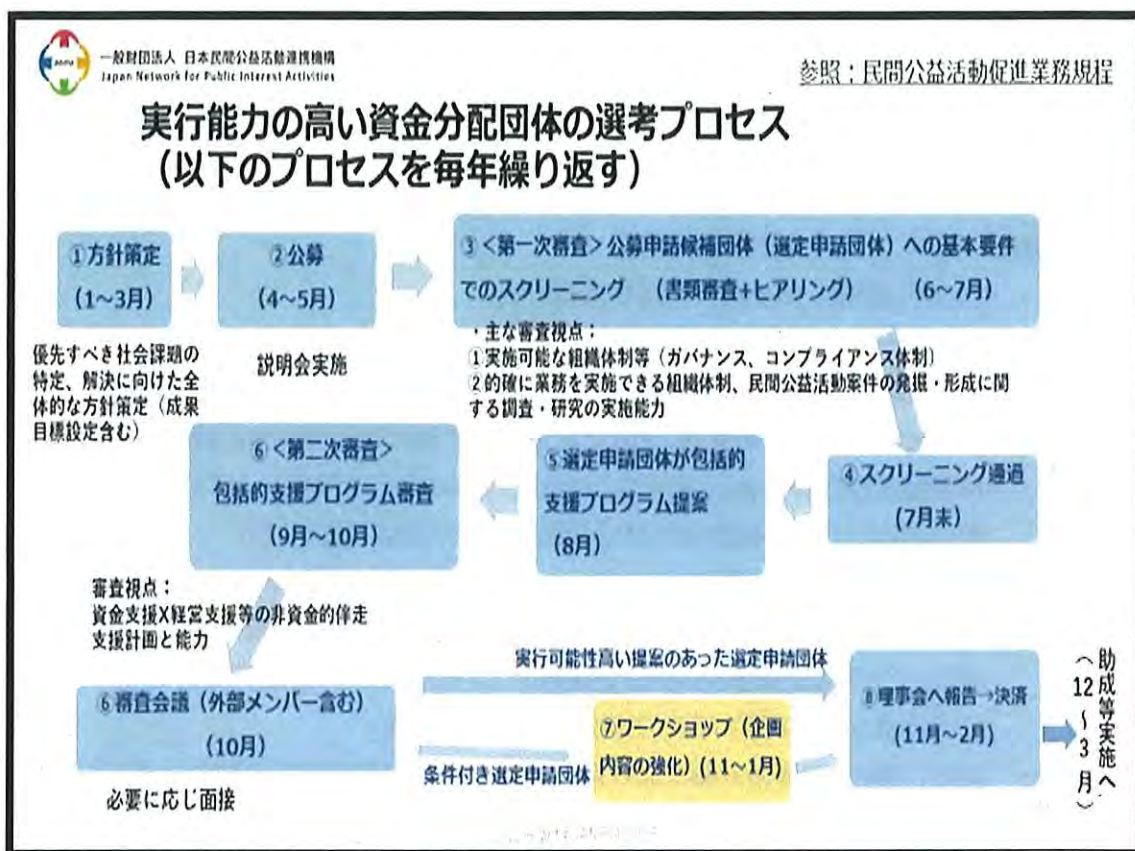
ー2. 実行能力の高い資金分配団体を選考

本スキームの成功は実行能力の高い資金分配団体の選考が鍵を握る。その選考プロセスは、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」を踏まえ、図3. の通り設計する。資金分配団体に対する基本条件は以下の通り。資金分配団体との契約に係る事項を含む詳細規程は民間公益活動促進業務規程（案）を参照されたい。

- 資金分配団体には助成のみ（2023年度までの第1次中期5カ年計画期間）
- 資金分配団体による実行団体の助成、貸付け、出資に係る期間は最長3年間（アウトカム評価考慮）。これに実行団体の選考・審査期間が加わる。標準的には6か月間を想定している。
- 貸付、出資の場合と助成を含む複合的支援では、包括的支援プログラム審査時、期間を含む条件を審査の上個別に決定予定。
- 評価結果、資金助成で成果の大きな拡大が見込まれる場合は再助成も考慮する。
- 資金分配団体の管理費は最大15%まで容認（基盤強化を支援）。

選考プロセスは以下の通りである。このプロセスを原則毎年繰り返す。

図 3



<資金分配団体選考プロセスの詳細：上記助成プログラム（1）から（4）に適用>

- ① 「方針策定」：優先すべき社会課題の特定を含む方針の策定
↓
- ② 「公募」（説明会の実施も含む）
↓
- ③ <第一次審査>公募を申請する候補団体（選定申請団体）に対し基本要件でのスクリーニング（書類審査と聴取を基本）
・審査の視点：
（1）実施可能な組織体制等（ガバナンス、コンプライアンス体制）
（2）的確に業務を実施できる組織体制、及び民間公益活動案件の発掘・形成に関する調査・研究を実施できる能力など
↓
- ④ ③のスクリーニングを通過した「選定申請団体」に包括的支援プログラム提案の提出を依頼

↓

- ⑤ 「選定申請団体」が「包括的支援プログラム」を提出（包括的支援プログラム：資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じ伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの。）

↓

- ⑥ <第二次審査>「包括的支援プログラム」を審査

・審査の視点：以下の視点を考慮する。

- ・ 解決する課題、受益者、課題の解決方法
- ・ 支援の出口の設定、支援期間、出口戦略と工程
- ・ 実行団体が策定する公益活動の計画において、目標（達成すべき成果）、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨の確認
- ・ 休眠預金からの資金に将来的には依存しない仕組みが組み込まれている
- ・ 実行団体に対する資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する
- ・ 評価の実施時期、評価方法に加え、包括的支援プログラムを的確に実施する能力を保有する（実行団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者審査委員会を設置しているなど）。非資金的支援については、その提供が可能な団体等との連携も考慮している
- ・ 助成、貸付、出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査・研究を実施する能力がある

加えて、－1.「資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保」で説明したプログラムごとの評価視点をそれぞれの審査プロセスの中で考慮していく方針。

・審査の方法：

書類審査に加え、必要に応じ聴取も実施する。専門家の視点及び中立性も担保するために審査会議を設置する。審査会議は外部の専門家（有識者、中間支援組織など）と事業部、事務局内の主要メンバーから構成される。利益相反にならないよう、利害関係者が想定される場合は審査から除外する。また透明性確保の観点から審査のプロセスや選定結果を公開するとともに、選定されなかった場合にはその理由と改善すべき点も示す方針である。

↓

- ⑦ ⑧ 審査結果、実行可能性が高い評価を受けた候補団体については、理事会に報告の上決済を受ける。決済後、資金交付が実施され事業を開始する（第1号は2019年12月目標）。

一方、条件付きとなった団体に対しては、ワークショップによって包括的支援プロ

グラム内容の強化を行った後、理事会の最終決済を受ける。ワークショップでは、組織内外の専門家による指導やアドバイスを得る。

ワークショップを通すかどうかは以下のような視点、基準から判断していく方針。

- ・ 提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成が可能
- ・ 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体に対し資金支援及び非資金の支援を必要に応じ伴走型で提供できる
- ・ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行う体制と能力が備わっている
- ・ 実行団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる体制と能力を備えている

特にプログラム(2)と(3)については、以下の視点を重視したい。

- ・ 実行団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る具体的な方法が示されている
- ・ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装するための具体的な方法を示している
- ・ 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する体制と能力を備えている

これらの条件を満足させる資金分配団体は、特定の社会課題の分野や地域の実情等に精通し、具体的な案件の発掘や形成などが実現できており、即効性が高くなることが期待される。一方、ワークショップで提案内容を強化する後者グループについては、本制度の狙いでもある社会的成果の増大又は持続可能性という点で側面から支援していく取組となる。

年間の審査プロセスは基本的には、(1)草の根活動支援、(2)新規企画支援、(3)ソーシャルビジネス形成支援、(4)緊急災害支援の4つの助成プログラムごとに実施される。

(1)～(4)の資金分配団体の公募は、基本的には4月から5月末まで実施する。その後、6月から7月までを第一次審査とし、そのスクリーニングを通過した団体(選定申請団体)には包括的支援プログラムを提案してもらい(8月)、9月～10月に第二次選考審査を実施する。

(1) から (3) のプログラムに関する資金分配団体から実行団体への助成、貸付け、出資に係る期間はいずれも3年以内を想定しているが、評価結果によってさらに資金助成等を継続することで成果の拡大が見込まれることが確認された場合には、制度全体の見直し結果を考慮の上、助成プログラムの継続も検討していきたい。

資金分配団体から実行団体への資金分配は、半年ごとの進捗ベースで実施される。実行団体は半年ごとに進捗状況を自己評価し、その結果を資金分配団体に報告する。資金分配団体はその個別の活動結果を検証し、自己評価するとともにプログラム全体も評価し、当財団に6か月ごとの進捗を報告する。当財団は、プログラム全体の進捗状況をモニターする。すなわち、資金分配団体からのレポート、また必要に応じ実行団体からのレポートも検証、評価し、さらには自らも必要に応じ資金分配団体のみならず、実行団体にもヒアリング調査等を実施し、それらの結果に基づき、全体プログラムの進捗を管理、評価する。実行団体等が、現場の負担を軽減し本来の公益活動に注力できるよう、このレポート→検証、評価等のプロセスを可能な限り効率化させる意向。そのためにICTの活用を積極的に進める。合わせてこのスキーム全体の透明性を高める。

以上のプロセスを基本的には毎年繰り返していく。

また、このプロセスは助成モデルを中核として設計しており、助成または貸付け、出資、あるいは助成を含む複合的支援モデルの内容やそれらの期間を含む条件等は、包括的支援プログラムの審査の過程で個別に詳細条件を詰めていく予定。成果の拡大につながる提案であれば、期間を含む条件は実利的かつ柔軟に設定していく方針である。

資金分配団体による複数回の申請や、複数のプログラムへの申請も可能とするが、それらの審査は、原則上記の公募・審査プロセスに沿って他の団体と同様に進められる。

(2) 民間公益活動を持続的に支える環境整備を促進

民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成、ICT等の積極的な活用による効果的・効率的な成果評価の実施や情報公開の仕組み等の本制度を支える環境整備にも休眠預金等に係る資金を積極的に活用していく。これらの諸活動により、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促すことを目標とする。

評価指針、評価全体の標準的ツールの策定と確実な実行により制度の実効性を高める。特に以下の視点を重視していく意向である。

- ・当財団自身の活動に対する自己評価、資金分配団体の成果評価の点検、検証を行う
- ・総合的評価：制度全体に関する社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点を含めた総合的な評価を行う

- ・資金分配団体、実行団体（民間公益活動実施団体）への支援。当財団は、必要に応じ、これらの団体の成果評価等の負担を軽減するため専門家による評価の技術支援、研修、進捗管理等の評価支援を行う
- ・評価の比較可能性や信頼性を確保するため「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」に基づき評価指針を定める

-1. 成果評価

民間公益活動を最大化し、かつ持続的に発展させていくためには自己評価を基本とする評価の仕組み、基盤作りとその着実な実行が重要である。その評価結果がPDCA 管理の起点となり、それが継続的な改善や抜本的な施策案の創出などにつながる。

本スキームでは自己評価を基本にしつつも、可能な限り外部の専門家や民間公益活動の支援を受けている人々の評価も取り入れていく方針。また個別の民間公益活動による社会的成果の拡大のみならず、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・実行団体も含めて社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含め総合的な評価を実施する方針である。

一方、評価のための評価ではなく、評価の基本軸である公正性、合理性、継続性かつ実効性のある評価を効率的に実現することにも十分配慮していく。そのために ICT を最大限活用した仕組みを整備していきたい。指定活用団体－資金分配団体－実行団体はバリューチェーンでもあり、指定活用団体から実行団体まで一体となった効率的かつ効果的な運営と運用が求められる。実行団体に提供される情報（評価ツールやノウハウ、成果評価レポートの点検・検証結果など）及び実行団体から資金分配団体、指定活用団体に流れる進捗報告書、成果評価報告書等が関係者間でタイムリーに共有化され、かつフィードバックされる仕組み（バリューチェーンマネジメントシステム）の構築を検討していきたい。

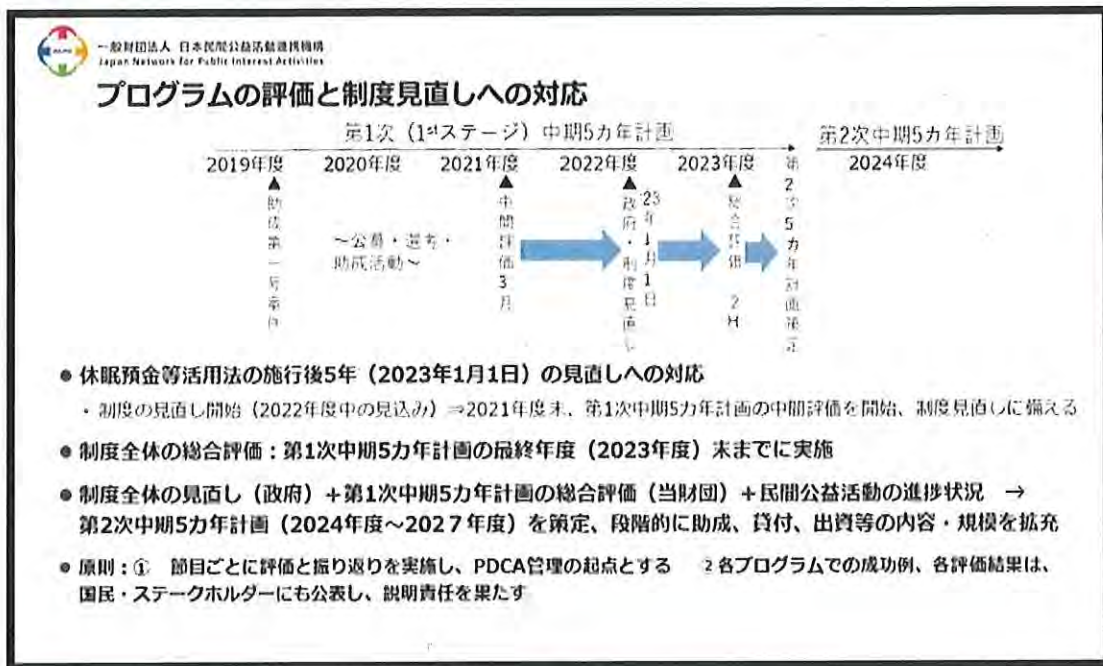
社会的インパクト評価を含む評価全体の標準的ツールを用意し、資金分配団体や実行団体にも提供し、成果評価の効果的、効率的な実施を側面から支援する。また、合わせて評価に関し専門家等に相談できる仕組みも整備する。

<プログラムの評価と制度見直しへの対応>

休眠預金等活用法ではその施工後 5 年の 2023 年 1 月 1 日を目途に制度全体の見直しを実施することが予定されている。この場合制度全体の見直しは 2022 年中に開始されることが想定されるので、当財団は第 1 次中期 5 カ年計画の終了を待たずに、その中間時点での中間評価の結果を中心に制度に関する総合評価を実施し制度の見直しに備える。当財

団では、制度全体の総合評価は第1次中期5カ年計画の終了年である2023年度に実施する。その結果に加え、政府による制度全体の見直し、また民間公益活動の進捗状況等も合わせて、次期（第2次）中期5カ年計画の策定に取り掛かる。原則としては、助成プログラムの節目、節目に評価と振り返りを実施し、PDCAサイクル管理の起点とすること、また各プログラムでの成功例や各評価結果は、国民、ステークホルダーにも公表し、説明責任を果たしていく。（図4、参照）

図4.



-2. モニターリング

資金分配団体に対し継続的な進捗管理に加え、資金分配団体による実行団体に対する事業評価についての点検・検証も実施する。選考された資金分配団体から実行団体に対する助成金は、原則6カ月ごとの進捗に応じて次の6カ月分が支払われる（貸付け、出資の場合は個別に審査の上、あらかじめ設定、合意された条件に基づき資金供与が実行される）。

実行団体は資金分配団体に対し、原則6カ月に一度の進捗状況を自己評価の上報告を実施するが、合わせて資金分配団体は実行団体による自己評価を検証するモニターリングも実施する。当財団も資金分配団体から報告を受けそれらの進捗状況について確認する。必要に応じ当財団は、資金分配団体と実行団体に対するヒアリングや活動の現場での視察を実施する。

また、資金分配団体に加え当財団にても実行団体の進捗レポートが確認できるようバリューチェーンマネジメントシステムを通じたタイムリーな情報共有化ができる仕組みを作

1-2-4. 戦略的・効果的な情報開示、広報活動

本制度の趣旨に則り、当財団は、成果を含めたあらゆる情報をステークホルダーと共有化するとともに、国民に分かりやすい形で公表し、情報開示に努め、説明責任を果たすことを原則とする。この制度によって創出された社会の諸課題を解決するための革新的な手法や成功事例等を、ステークホルダーのみならず、広く国民の間に知らしめることは、社会の諸課題に対する理解や認知、関心を高め、かつ民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図ることにもつながる。情報発信や啓発活動はその重要な役割を担っていることを認識している。

情報開示にあたっては、アニュアルレポート（年次報告書）での公表に加え、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表する。また、レポートやメディア等での情報発信に加え、セミナーやシンポジウムなどの各種イベントを通じて戦略的で効果的な情報開示・広報活動を進めていく。さらに、この制度によって獲得した知見や成果等をアカデミア（大学院、大学等）とも共有化することによって、将来社会課題の解決を進める次世代の担い手の育成にも貢献する。

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、実績を国民一般に周知するために、シンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定した。資金分配団体や実行団体がこの制度を活用して事業を実施する場合は契約に沿ってこのシンボルマークの表示を求める。シンボルマークは以下の通り、預金者、指定活用団体、資金分配団体、実行団体の連携、つながりをモチーフにしたデザインとした。また、当財団の日本語名は比較的長いこともあり、その英文名である Japan Network for Public Interest Activities の頭文字から JANPIA（ジャンピア）という通称名を決め、これもブランド化の一環として普及させていく。



一般財団法人 日本民間公益活動連携機構
Japan Network for Public Interest Activities

1-2-5. ステークホルダー・エンゲージメント（目的ある対話、連携、共創）

可能な限り社会課題の現場（実行団体等）に寄り添った支援や事業を実現し、またオールジャパン体制の下で、民間の創意・工夫が引き出され、社会課題の探索を経て事業案件を形成していくためには、資金分配団体や実行団体のみならず、企業、アカデミア、行政などのさまざまなセクターとのステークホルダー・エンゲージメント（共創、連携、また目的ある対話）を実行していくことが重要である。本財団はそれを重視した活動を進めていく方針である。またステークホルダーとの対話は透明性の高い運営の観点からも重要と認識している。

（１）専門家会議の設置

社会課題の現場に根差した活動を進めるための施策のひとつとして、理事会の下に「専門家会議」を設置し、財団運営の基本的事項や事業計画等に関し、定期的に社会課題の現場の声や有識者からの意見等を伺う機会を設定する方針である。専門家会議は、社会課題の現場で活動するNPO関係者や関連する分野での知見を持つ専門家、有識者から構成される。（参照：専門家会議規則）

（２）NPO等の現場との対話促進

事業計画の立案や事業の実行面でも、資金分配団体のみならず、可能な限り社会課題の現場で事業を進める実行団体とも直接の対話機会を創出していく。また上述の専門家会議委員を含め社会課題の現場に精通したNPO関係者や専門家などの意見を個別に聴取するための対話の機会を作っていく方針である。

（３）企業との連携

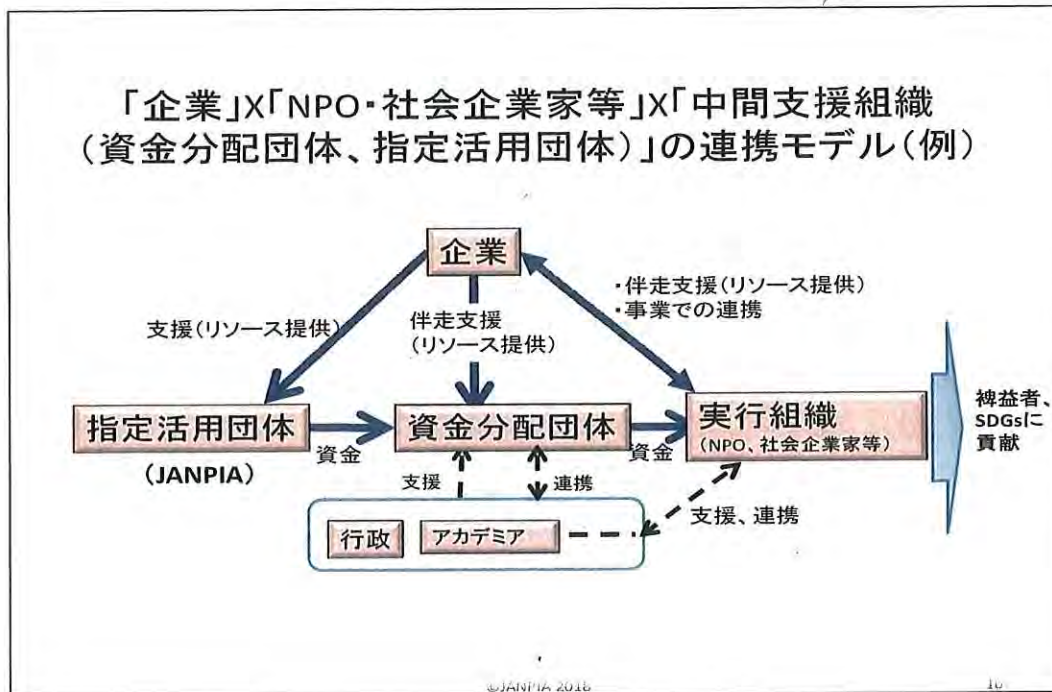
資金分配団体と実行団体に対する伴走支援の可能性を考慮すると、企業が持つリソース（人、モノ、金、施設、情報・知見）の提供による支援が重要。特に伴走支援には企業人の持つ専門性を活かしたプロボノ（ボランティア）による支援や協力が有効である。当財団は経団連の積極的な関与と協力体制に支えられ、また日本労働組合総連合会、経済同友会、日本商工会議所の支援も得ているので、経団連の会員企業を始めとする経済界と企業人の協力を得やすい立場にあり、この立場を活かして必要な人材の確保を図る。

また企業の持つ人材、物・サービス、施設、知見などのリソースを最大限活用し、オールジャパン体制に向けた連携の基盤を作っていく方針である。企業にとっては、資金分配団体のみならず、実行団体への社会貢献活動としての助成や支援、また事業活動の延長としての連携の可能性がある（図5、参照）。

企業人にとっても専門性を社会に活かす機会でもあり、1億総活躍時代と人生100年時代を考えると企業人のセカンドキャリア・ライフのあり方を示すモデル例創りとしても

成功させたい。

図 6.



(4) 中間支援組織等との連携

本組織が指定活用団体として指定を受けた場合、限られた時間的制約下で人的資源を確保する必要がある。その点を考慮すると、既に存在する国内の類似の組織、中間支援団体等と連携していくことが重要かつ現実的な施策になると考えるので、利益相反の問題には配慮しつつその可能性も検討していきたい。

1-2-6. 業務の充実に向けた活動等を推進

知識環境の整備：

民間公益活動の実効性をより高めるために、関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備を推進する。具体的には、資金分配団体及び実行団体の活動に関する情報（事業の進捗状況、評価結果等）をオンラインで収集し、共有化する仕組みを整備し、また収集した情報を横断的に分析し知見を広く公開する活動がある。

成果評価の実施に係る支援

上述の（５）基盤強化支援プログラム（研修を含む伴走支援）で記述されているように、資金分配団体及び実行団体に対し、成果評価に係る時間と労力を軽減し、それらの団体における成果志向の理解・定着、また効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進できるよう支援をしていく。評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供することや、分野別や規模別に標準化された評価ツールの提供、また構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援することも想定される。

組織内研修

利益相反等に留意しつつも多様な人材を組織に幅広く受け入れ、OJTを通じた研修の場を提供、多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、関連情報の提供・共有化を促進していく。

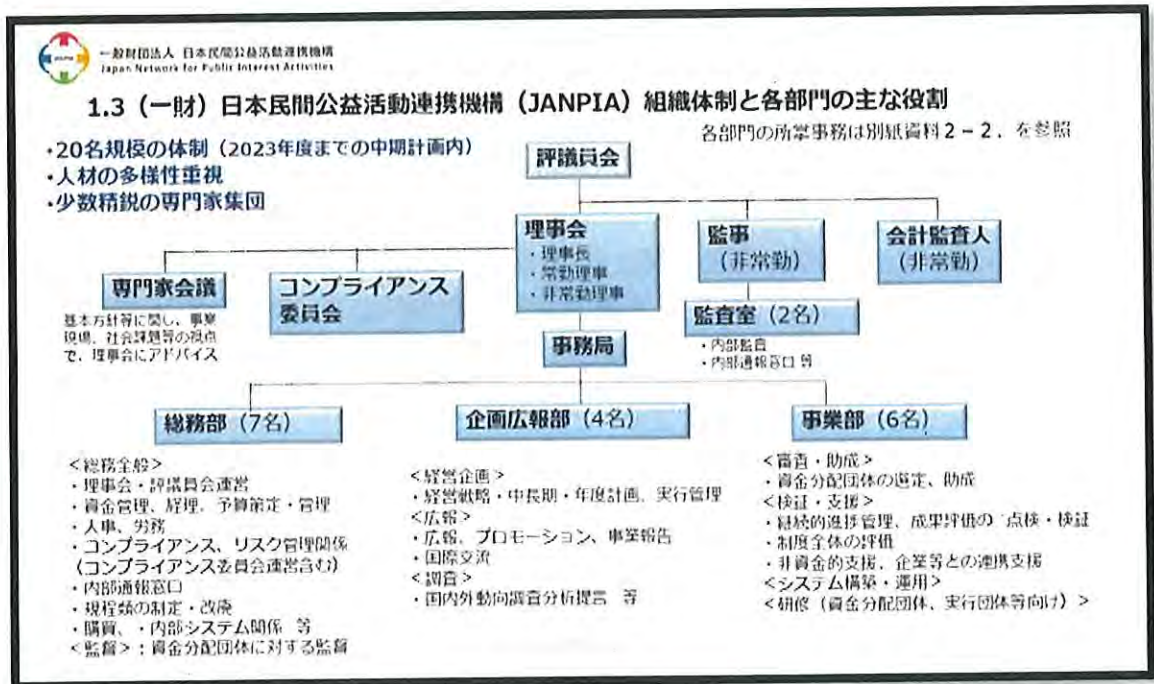
国際交流：

休眠預金を活用する先進各国の動向や潮流等を広く聴取し、また日本の休眠預金制度の成果等を世界に向けた発信も推進していく所存である。

1-3. 組織体制

上記 1.1.~1.2 で述べた財団の組織運営の基本方針に基づき組織体制を以下の図6. の通り整備する。

図 7.



各部署の機能等は 2-2.に記載する。人数は 20 名規模、少数精鋭の専門家中心の組織とする。企業出身者 (出向ベース含む) のみならず、金融業界、行政、労働界、NPO/NGO などの出身者など、人材の多様性を重視した組織構成とする。2018 年 1 月 1 日以降の職員の配置状況は以下の通りで、多様なセクター出身者 (企業等からの出向者、非常勤職員を含む) で構成されている。指定を条件とする就任のため、人材の確保は必ずしも容易ではなかったが、当面必要な人材は概ね確保できたと考える。

- ・企業 (4 名)、金融 (3 名)、コンサルタント系 (4 名)、行政 (3 名)、NPO (5 名)、労働 (1 名)、団体・経団連 (2 名)、監査法人・公認会計士 (1 名)

企業人による専門性を活かしたプロボノ (ボランティア) 支援者も相当数確保できる見通しであり、業務実施体制の強化につながるかと考えるが、指定後には常勤職員を中心に人的リソースのさらなる拡充を図っていく方針である。

<人材の配置状況>

JANPIA 要員体制 2019年1月～（案）

※経歴等は別紙様式4を参照

■監査室

*カッコ内は出身セクター等

室長	監査運営責任者		常勤
	監査担当者		常勤
事務局長	全体統括	柴田雅人（行政）	常勤
事務局次長	事務局次長補佐	鈴木均（企業）	常勤

■総務部

部長	総務部統括		常勤
	経理・財務統括		常勤
	総務全般・財務関連		常勤
	経理・総務全般		常勤（派遣）
	文書法務・内部統制、監査		常勤
	総務		常勤

■企画広報部

部長	企画広報統括		常勤
	企画広報		常勤
	経企・社外広報		常勤
	戦略・企画全般・総合評価		非常勤
	国内外動向調査・国際交流		非常勤

■事業部

部長	事業部統括		次長兼務 常勤
	<ul style="list-style-type: none"> ・資金分配団体の選定、助成 ・継続的進捗管理、成果評価の点検・検証 ・非資金的支援、企業等との連携 ・資金分配団体、実行団体向け研修 		常勤 常勤 常勤 非常勤→常勤
	<ul style="list-style-type: none"> ・システム関係、伴走支援等 		非常勤 非常勤 非常勤 非常勤

1-4. 組織及び業務運営のコスト

上記 1.1～1.3で記述した組織体制の整備及び業務を運営するための所要資金（2019年度概算）と準備行為実施計画関連費用は以下の図 8.、9.の通り。

第1次中期5カ年計画（2019年～2023年度）に係る詳細業務運営コスト（人件費、事務所費及びその他当財団の運営に必要な一般管理費の見込み額及びその根拠等）は、添付資料 8.-4.及び 8.-5.に提示されている通りである。また、準備行為実施計画関連の概算費用の詳細については別紙9. 準備行為実施計画及び関連費用（概算）に提示されている通りである。

準備行為実施計画は指定後（12月末予定）の2019年1月から3月までの期間を対象にしているが、指定後から事業計画の認可申請までの期間（2カ月想定）を考慮し、公募申請後、調査を中心に可能な範囲で速やかに準備に着手する予定である。

図8. 所要資金（概算）

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構
Japan Network for Public Interest Activities

1.4 所要資金（概算）

- 助成金のための所要資金：31億円／年
- 初年度事務所関係経費（以下表）：約3.3億円／（2019年度）

内訳（概算）

項目	金額(千円)	概要
人件費	199,960	職員給与(社会保険料等含む)、派遣費用等
人材紹介料	2,000	職員補充等専属コスト
事務委託費	26,800	専門家への業務委託(弁護士、公認会計士、社労士等)
システム	5,150	公益関連システム(情報管理システム等)の整備 運用費用含む
設備費	1,560	設備維持リース料等
事務所賃借料(年間)	46,800	事務所賃借料
説明会(ワークショップ等)	41,900	公益説明会、ワークショップ等(会場費、稼費等) 公益システム運用費用含む
理事会等運営費	2,220	理事会、評議員会、専門家会議開催 報酬、旅費、会議費等
印刷費・通信費	4,700	印刷費、通信費、図書、消耗品費等
合計	329,990	※別途消費税

図9. 準備行為実施計画案

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構
Japan Network for Public Interest Activities

1.5 準備行為実施計画案

- 指定後（12月末予定）から事業計画の認可申請までの期間（2カ月想定）を考慮し、公募申請後、速やかに、調査を中心に可能な範囲で準備に着手
- 準備行為実施計画関連の概算費用は以下の通り
- 詳細は別紙9. 準備行為実施計画及び関連費用（概算）を参照

1. 優先的に解決すべき社会の諸課題の決定プロセスの明確化 1,857,500円
2. 資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成プロセスの明確化 704,000円
3. 評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明確化 650,000円
4. 作成済みのシンボルマークの活用、定章に向けたプロセス明確化 541,000円
5. 各種規定等の整備のプロセスの明確化 821,000円
6. 資金分配団体に対する公募・助成等に係るICTシステムの企画のプロセスの明確化 106,530,000円
7. その他：外部委託費用 16,000,000円、人件費関連 55,000,000円、事務所開設費 63,330,000円

合計：245,433,500円（消費税含まず）

2. 業務実施に当たっての基本的考え方等

2-1. 業務実施に当たっての基本的考え方（参照：民間公益活動促進業務規程案）

①組織体制の基本的考え方

・評議員

評議員の総数は3人以上12人以内とし（定款第12条）、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人材を登用し、構成の多様化を図る。

・理事

一般社団法人及び一般財団法人法を踏まえ、理事の総数は3人以上5人以内とし（定款第27条）、事業開始時においては、最小限の3人とする。

・専門家会議

定款第51条に基づき、現場の声や専門的な知見を業務運営に取り入れるため、現場での支援活動の実践者や、社会事業家・社会企業家、学識者等をメンバーとする専門家会議を置く。

専門家会議は、専門家会議規則で当財団運営の基本事項について専門的視点から意見聴取を行う役割を明記し、業務執行上の具体の決定等には関与しないこととするなど利益相反を防止することで、メンバーの関係する団体が休眠預金等交付金を原資とする助成の対象となりうることとし、資金分配団体となりうる者を始めとする意見を取り入れる。

・コンプライアンス委員会

定款第52条第1項に基づき、本機構の事業を法令等に従い公正に推進するため、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会には外部の有識者等も参加する。

・審査会議

資金分配団体を選定するに当たり、中立性を担保するため審査会議を理事長が設置する。審査会議は外部の専門家や有識者及び事務局内の事業部と主要メンバーから構成される。利益相反にならないよう利害関係者が想定される場合は審査から除外する。外部の審査委員には審査対象の団体との関係について自己申告を求める。また審査のプロセスや選定結果、また選定されなかった理由と改善すべき点も示す。

- ・会計監査人

原資となる休眠預金等の性質に鑑み、高い公正性を確保するため、会計監査人を設置する。

- ・監事及び監査室

監事を置くとともに、事務局とは独立した本機構の内部監査を担う組織として、監事の下に監査室を置く。

- ・事務局

民間公益活動促進業務の実施を担う組織として事務局を置く。資金分配団体の監督・監査については総務部の所掌とし、資金分配団体の審査・助成、検証・支援等を行う事業部とは分離させる。各部署には、それぞれの所掌事務を適確に実施するに足る知識・技術を有する職員を配置するとともに、効率的・効果的に事業を実施するため、必要に応じて外部機関との連携など外部資源を活用する。

資金分配団体の審査・助成、検証・支援と、資金分配団体に対する監督の機能を切り離すことで、客観的に中立的な監督が実施されるよう、前者については事業部、後者については総務部において実施する。

こうした資金分配団体への対応が適切に実施されていることを監督するため、監査室を事務局とは切り離し、監事のもとに内部監査を実施する監査室を設置する。

資金分配団体への監査は、総務部による監査に加え、第三者による監査も無作為に実施する。それによって資金分配団体等での不正の抑止と防止を担保していく。

②組織管理の基本的考え方

- ・諸規程等の整備

民間公益活動促進業務規程のほか、監事監査規程、評議員会規則、理事会規則、理事の職務権限規程、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、倫理規程、コンプライアンス規程、内部通報（コンプライアンス）規程、リスク管理規程、事務局規程、文書管理規程、情報公開規程、個人情報保護に関する基本方針、個人情報等管理規程、個人情報利用目的、情報公開規程、専門家会議規則、就業規則、給与規程、経理規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程等を整備し、公開する。

- 評議員会又は理事会

決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程に定める（評議員、役職員を対象にした倫理規程第6条）。その他、利益相反の防止を図るため、評議員会又は理事会の運営に関し必要な措置を講ずる。

- 役職員の利益相反防止

評議員、役職員を対象に倫理規程の中で利益相反防止に関する規定を定めている。また役職員を対象に「民間公益活動促進業務規程」で同様の規定を定めている。役員に対しては、さらに定期的（原則年2回）に、利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、適切な組織（総務部）において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを「役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程」にて定めている。職員に対しては就業規則の中で同様の規定を定めている。いずれも定期報告を待たず、報告内容に変更が生じた場合は速やかに報告させることとする。

- 民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定める。役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程は公表する。

- 特別な利益供与の禁止

民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員の中で、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定める。（倫理規程他）

- 内部通報・公益通報

ガバナンス・コンプライアンス体制の実効性を担保するため「公益通報者保護制度を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえ、コンプライアンス・ヘルプライン窓口を、監事、コンプライアンス担当理事、事務局内の総務部および事務局からの独立性が高い監査室に設置する。また、通報の容易さや秘匿性を考慮し、組織外部の弁護士事務所等の第三者機関にも同様のコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置する。さらに、これらのヘルプラインを組織内構成員のみならず、資金分配団体や実行組織、また機材購入先等の取引先を含む組織外のステークホルダーにも公開し、外部からの指摘を早期に把握することによるリスク管理体制の強化を図る。

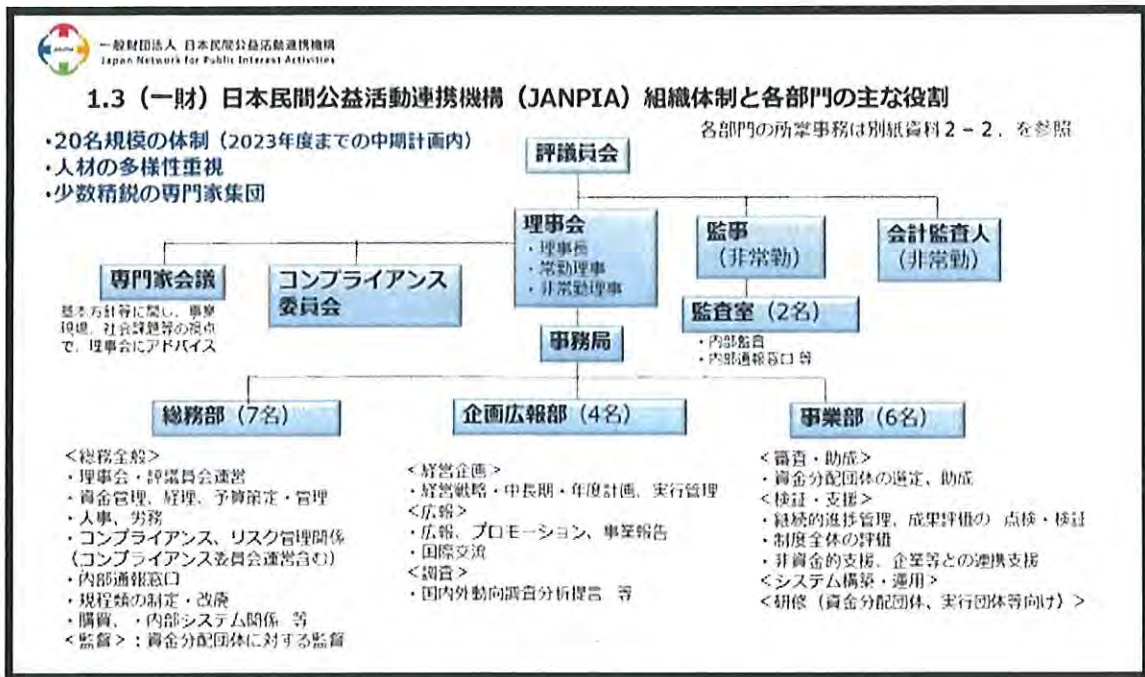
(コンプライアンス規程、内部通報(ヘルプライン)規程他)

・残余財産の帰属

本機構の解散時の残余財産は、定款第 50 条に基づき、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条 17 号に掲げる法人又は国に帰属させる。

2-2. 組織運営体制等(組織図、所掌事務、役職員の状況を含む)

2-2-1. 組織図



2-2-2. 所掌事務

(1) 事務局

①総務部は、主として以下の事項を所掌する。

総務担当

- ・評議員会及び理事会、評議員、役員並びに会計監査人に係る事務に関すること
- ・財務及び会計並びに休眠預金等交付金の受入れ等に関すること
- ・契約、物品及び財産の管理及び処分に関すること
- ・予算及び決算に関すること
- ・人事、給与、服務等に関すること
- ・他の機関との調整等に関すること (他の部の所掌に関するものを除く)

- ・定款及び諸規程の制定及び改廃の審査に関する事
- ・公印及び文書に関する事
- ・コンプライアンス及びコンプライアンス委員会に関する事
- ・リスク管理に関する事
- ・内部通報制度に関する事
- ・情報システムに関する事（他の部の所掌に関する事を除く）
- ・本機構内業務の総合調整に関する事
- ・他の所掌に属さないものに関する事

監督担当

- ・資金分配団体の監督に関する事

②企画広報部は、主として以下の事項を所掌する

経営企画担当

- ・本機構の業務運営に関する事項の企画・立案等に関する事
- ※事業計画、事業報告等に関する事を含む。
- ・本機構及び本制度の成果評価に関する事
 - ・専門家会議に関する事

広報担当

- ・啓発及び広報に関する事
- ・情報開示及び情報公開に関する事
- ・シンボルマークに関する事
- ・セミナー、シンポジウムの企画と運営
- ・国際交流に関する事

調査担当

- ・調査及び研究に関する事
- ・国際交流に関する事

③事業部は、主として以下の事項を所掌する。

審査・助成担当

- ・資金分配団体の選定に関する事
- ・資金分配団体に対する助成に関する事
- ・審査会議に関する事

検証・支援担当

- ・継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証に関する事
- ・制度全体の成果評価に関する事
- ・非資金的支援等に関する事

- ・企業等との連携支援に関すること

システム構築・運用担当

- ・情報システムに関すること（外部とのネットワークシステムに関すること）

研修担当

- ・人材育成に関すること（総務部の所掌に関するものを除く）

（2）監査室

監査室は、主として以下の事項を所掌する。

- ・内部監査の実施に関すること
- ・監事の職務執行の補助に関すること
- ・会計監査人の監査に係る連絡調整に関すること
- ・内部通報制度に関すること

2-3. 組織運営計画

添付「組織運営計画 8-5.（エクセル表）」を参照。

3. 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画

3-1. 基本的業務

3-1-1. 資金分配団体の選定等

(1) 目標

限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用しつつ、まずは、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていく。併せて、資金分配団体による活動を通じて民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成を目指す。これらの活動の実効性を高めるためには能力の高い資金分配団体の選定が必須である。

当財団では事業開始の2018年度(2019年1月)から2023年度をファースト・ステージの5カ年計画実行期間と位置づけ、その期間の基本方針として、(1) 具体的成果の創出を最優先、(2) 民間公益活動を持続的に支える環境整備の促進、を掲げている。(1) については、「1. 資金分配団体のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保、及び2. 実行能力の高い資金分配団体の選考」の方針を立て以下の業務を進める。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画(実施計画は別紙参照。以下同じ)

①「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定

《業務の実施内容》

優先的に解決すべき課題については、事業部と企画広報部にて文献調査を実施し、また資金分配団体や民間公益活動を行う団体を始め、現場で活動する者、また行政や企業等の意見やニーズを聴取した上で社会課題を把握、分析し、特定する。また、優先的に解決すべき社会の諸課題は、関連するSDGsの17ゴール、169ターゲットに紐付け、当財団定義によるSDGsターゲットとしてのゴール設定を試みる。これを基に中期計画及びその中間地点での成果目標と課題解決に向けた全体的な方針を決定し、2019年度事業計画において明示することとする。専門家会議での意見を聴取の上最終案を策定し、理事会において決定する。その後も、毎年度の事業計画において明示することとするが、資金分配団体における事業の安定性を担保できるよう配慮する。

※当財団が指定を受けた後、実施した準備行為のプロセスの中で特定された優先的に解決すべき社会の諸課題については、継続的にフォローすることを原則とするが、毎年下期開

始のタイミングで、新たな課題の追加特定を含めた総合的な見直しを実施する。

※専門家会議委員及び社会課題の現場で活動する実行団体、SDGsに関する専門家、行政、企業等の社会課題の専門家等への意見聴取等を行う

《業務の実施体制》

主となる担当部署 企画広報部 経営企画担当

連携外部機関等

《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

《前年度 10月頃》

事業部	制度全体の評価、資金分配団体における事業の進捗状況、成果評価の点検・検証等をフィードバック（随時）
企画広報部 調査担当	社会の諸課題の把握及び可視化のための調査（資金分配団体や民間公益活動を行う団体等からのヒアリングの実施等を含む）。 休眠預金等活用審議会等からの意見についても参考に する。

↓

企画広報部 経営企画担当	専門家会議から意見聴取を行いつつ、優先して解決すべき社会の諸課題について把握・分析。優先して解決すべき社会の諸課題や成果目標を含めた全体的な方針を記載した事業計画を立案。専門家会議委員も含め、必要に応じて資金分配団体や民間公益活動を行う団体、その他の団体、行政、企業等からヒアリング等を実施。
--------------	--

↓

企画広報部 経営企画担当	原案を専門家会議に提起し意見を聴取
--------------	-------------------

↓

理事会	優先して解決すべき社会の諸課題、成果目標を含めた全体的な方針について事業計画（案）のとりまとめ 事業計画（案）の承認
-----	---

↓

《3月頃》

内閣総理大臣（内閣府）への事業計画の認可申請

↓

承認後、評議員に報告し、公表

②資金分配団体の選定

《業務の実施内容》

資金分配団体の選定の進め方等について専門家会議から意見聴取した上で、分野別、助成・貸付け・出資別、事業段階等についても十分に配慮しつつ社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオ（配分の組合せ）を設定し、民間公益活動促進業務規程及び基本計画に則して、資金分配団体の公募要領を作成、決定し、公表する。

*（１）草の根活動支援プログラム、（２）新規企画支援プログラム、（３）ソーシャルビジネス形成支援プログラム、（４）緊急災害支援プログラムのポートフォリオ原案については、指定後下記のプロセスを踏まえ、最終決定される。

<資金分配団体選考プロセス>

- ① 「方針策定」：優先すべき社会課題の特定を含む方針の策定
↓
- ② 「公募」：説明会の実施
↓
- ③ <第一次審査>公募を申請する候補団体（選定申請団体）に対し基本要件でのスクリーニング（書類審査と聴取を基本）
 - ・審査の視点：
 - （１）実施可能な組織体制等（ガバナンス、コンプライアンス体制）
 - （２）的確に業務を実施できる組織体制、及び民間公益活動案件の発掘・形成に関する調査・研究を実施できる能力など
↓
- ④ ③のスクリーニングを通過した「選定申請団体」に包括的支援プログラム提案の提出を依頼
↓
- ⑤ 「選定申請団体」が「包括的支援プログラム」を提出（包括的支援プログラム：資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援（必要に応じ伴走型で提供）とを一体とし、その支援の対象や方法をまとめたもの。）
↓
- ⑥ <第二次審査>「包括的支援プログラム」を審査
 - ・審査の視点：
 - ・ 実行団体が策定する公益活動の計画において、達成すべき成果、資金分配団体による支援の出口及び支援期間等の明示を求める旨の確認。
 - ・ 休眠預金からの資金に依存しない仕組みが組み込まれている。
 - ・ 実行団体に対する非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供する。

- 包括的支援プログラムを的確に実施する能力を保有する（実行団体の選定及び民間公益活動の成果評価の点検・検証に当たっての第三者審査委員会を設置しているなど）。非資金的支援については、その提供が可能な団体等との連携も考慮している。
- 助成、貸付け、出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査・研究を実施する能力がある。

加えて、前記「1-2-3.(1)、-1. 資金分配のポートフォリオ戦略により制度全体の実効性を確保」にて説明したプログラムごとの評価視点をそれぞれの審査プロセスの中で考慮していく方針。

・ 審査の方法：

書類審査に加え必要に応じ聴取やプレゼンテーション方式も実施する。専門家の視点からの審査を行うとともに、中立性も担保するために審査会議を設置する。審査会議は外部の専門家（有識者、中間支援組織など）と事業部、事務局内の主要メンバーから構成される。利益相反にならないよう利害関係者が想定される場合は審査から除外する。また審査のプロセスや選定結果、また選定されなかった理由を開示し、かつ改善すべき点も示す。

↓

- ⑦ / ⑧ 審査結果、実行可能性が高い評価を受けた候補団体については、理事会に報告の上決済を受ける。決済後、資金交付が実施され事業を開始する。
- 一方、条件付きとなった団体に対しては、ワークショップによって包括的支援プログラム内容の見直しと強化を行った後、理事会で決済を受ける。ワークショップでは、組織内外の専門家による指導やアドバイスを得る。

ワークショップを通すかどうかは、社会的成果の増大又は持続可能性の観点から、以下のような視点を考慮し判断する。（業務規程 10 条 6 項）

- 提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成が可能。
- 社会の諸課題の効果的・効率的な解決に向け、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体に対し資金支援及び非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供できる。
- 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、実行団体に対する必要かつ適切な監督を行う体制と能力が備わっている。
- 実行団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理及び成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促すことができる体制と能力を備えて

いる。

新規企画型とソーシャルビジネス形成型助成案件については、以下の視点を重視する。

- ・ 実行団体の事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成、貸付け又は出資を行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る具体的な方法が示されている。
- ・ 民間の創意・工夫の発揮を促すように支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装するための具体的な方法を示している。
- ・ 民間企業や金融機関等の民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施する体制と能力を備えている。

選定結果及び選定理由等は公開するとともに、選定申請団体に対しては、可能な限り個別に改善すべき点を示すこととする。なお、選定結果等の公開に当たっては、選定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないように、選定申請団体のアイデアやノウハウに係る部分について非公表とすること等の措置を講ずる。

なお、資金分配団体の選定を取り消され、その取消しの日から3年間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこととする。また、当該期間を経過した際も、選定の取消し事由となった事案が再発しない措置が講じられていることを申請に際しての前提条件とする。（業務規程18条3項）

主となる担当部署 事業部 審査・助成担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

企画広報部 経営企画担当 事業部と連携し、資金のポートフォリオの設定（原案あるいは既定の助成プログラムが存在する場合は、その評価を事業部関係者と実施し、結果に基づく見直し案を策定する。その後、理事会にて審議し、決定される。）

《前年度中（事業計画の認可後）》

事業部 審査・助成担当 公募要領の作成

※資金のポートフォリオの設定方針や資金分配団体の選定方針について、専門家会議の意見を聴取する。

↓

《4～5月》

事業部 審査・助成担当 公募の実施
資金分配団体の公募に関する説明会の実施
申請受付

↓

《6～7月》

事業部 審査・助成担当
第1次審査（組織体制等の確認）

↓

《8月》

事業部 審査・助成担当 包括的支援プログラム提案受付

↓

《9～10月》

事業部 審査・助成担当 包括的な支援プログラムの審査（審査会議の開催含む）

↓

《第2Gのみ：11～1月》

事業部 審査・助成担当 ワークショップ

《第1G：11月、第2G：2月》

理事会 資金分配団体の選定

↓

事業部 審査・助成担当 選定されなかった申請団体に対する情報開示及び助
言の提供
選定結果の公表

3-1-2. 資金分配団体に対する助成等

基本方針を踏まえ、中期5か年計画においては資金分配団体又は民間公益活動を行う団体（実行団体）へは助成のみとし、貸付、出資は行わないこととする。

(1) 目標

限られた休眠預金等に係る資金を公正かつ効率的に活用しつつ、まずは、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例を創出させ、これを事業モデルとして広く関係者に共有し、普及させていく。併せて、資金分配団体による活動を通じて民間公益活動の担い手及びその支援の担い手の育成を目指すとともに、効果的・効率的な成果評価の実施や情報公開の仕組み等の本制度を支える環境整備を図る。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

①休眠預金等に係る資金の助成

《業務の実施内容》

資金分配団体が策定する包括的な支援プログラムの内容を踏まえて、当該資金分配団体に対する助成の方法等を決定し、民間の資金の出し手等からの資金提供を受けること等の助成に係る諸条件と可能な限り併せて資金提供契約を締結した上で助成を実施する。

主となる担当部署 事業部 審査・助成担当、総務部 総務担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

《第1G：12月、第2G：3月》 *第1G（グループ）：第二次審査（包括的支援プログラム）の結果、実行可能性が高い評価を受けた資金分配団体。第2G（グループ）：第二次審査結果、その後のワークショップでの提案内容の強化を条件とされた団体。

事業部 審査・助成担当 選定された資金分配団体との協議の上、資金提供契約案を作成
助成金の助成額の上限額について提示

↓

（資金分配団体において実行団体の公募・選定の上、助成金の交付申請）

↓
事業部 審査・助成担当 助成金の交付申請の受理、確認
総務部 総務担当 資金提供契約の締結

↓
総務部 総務担当 資金分配団体への助成金の交付

助成金の支払いは、あらかじめ資金提供契約において定めた方法により原則契約時に全額実施する。資金分配団体から実行団体への支払いは原則6カ月ごとの進捗に基づき実施される。資金分配団体から実行団体への助成、貸付け、出資については、各資金分配団体の包括的支援プログラム、計画に沿ってあらかじめ合意された条件に基づき実施される。助成の場合、資金分配団体からは実行団体に対し6カ月ごとの進捗ペースにて資金の支払いが実行されることを原則とする。当財団から資金分配団体、また資金分配団体から実行団体に対しては、6カ月ごとの進捗に関する検証（モニターリング）を実施する。

*（4）の緊急災害支援プログラムも原則同様の扱いではあるが、緊急度が高く、また緊急支援の実施期間も比較的短期間の場合などは、6カ月ルールは適用除外する場合もありうる。詳細は資金提供契約又は包括的支援プログラムの内容により設定する。

（契約時の対応）

↓
総務部 総務担当 会計書類の確認の上、助成額の確定、精算・精算払
※会計監査等については、後記「資金分配団体に対する監督等」参照。

②継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証

《業務の実施内容》

継続的な進捗管理を行うため、資金分配団体から、資金提供契約に基づき、民間公益活動の進捗状況について、原則6カ月毎に定期報告を受けるとともに、メンターを兼ねたプログラムオフィサー（当面は事業部職員）を配置し、資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行う。また、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を提供する。

あらかじめ資金分配団体が決定した評価の実施時期や評価方法等により資金分配団体が報告する成果評価について点検・検証を行う。

また、成果評価の点検・検証に当たっては、専門家会議に対して点検・検証の在り方

について意見聴取した上で行う。

主となる担当部署 事業部 検証・支援担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

●継続的な進捗管理

事業部 検証・支援担当 資金分配団体から、民間公益活動の進捗状況についての報告の受付・確認
資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行う。また、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を提供する。

●成果評価の点検・検証

事業部 検証・支援担当 専門家会議に対して点検・検証の在り方について意見聴取
資金分配団体から成果評価の受付、点検・検証

↓

事業部 検証・支援担当 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証結果を資金分配団体や組織内（企画広報部等）にフィードバック制度全体の評価を実施

企画広報部 広報担当 継続的な進捗管理の実施状況や点検・検証結果の公表

↓

企画広報部 経営企画担当 経営戦略・中長期・年度計画、実行管理に、継続的な進捗管理の実施状況や点検・検証結果の反映

3-1-3. 資金分配団体に対する監督等

(1) 目標

資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されることを目標とする。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

①資金分配団体に対する監督

《業務の実施内容》

資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう総務部において監督を行う。また第三者による監査も無作為に実施することで不正の抑止効果を高める。年間10団体を目標に外部の会計監査法人等に委託して実施する。

民間公益活動促進業務規程に則して、資金分配団体の公募要領及び資金分配団体への助成を実施するに当たり締結する資金提供契約に、以下の措置を講ずることを定めるとともに、これらの措置を履行する。

- ・選定の際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、実際に措置されていることを確認するほか、資金分配団体の監督のために必要なときは、資金分配団体に対して報告徴収や立入検査を行う。
- ・当財団は指定活用団体として、資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、業務規程第22条第2項に基づき、刑事告発等、関係者に対する厳格な措置を講ずるほか、資金分配団体の選定の取消し、助成を行った資金の返還等の対応をとることができる。
- ・資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認することとする。

これらに加え、資金分配団体における休眠預金等に係る資金の目的外流用や不正使用等の不正があった場合は、内閣府に対して遅滞なく報告するとともに、内閣府と協議して対応することとする。

資金分配団体における不正が生じたことについて、本機構の監督状況における問題の有無等について監査室が内部監査を行うとともに、他の資金分配団体において同様

の事案の発生の有無等について総務部が調査することとする。

再発防止策については、総務部総務担当において企画・立案し、コンプライアンス委員会における審議を経た上で、理事会において決定し、実行するものとする。

不正使用等の事案及び再発防止策については適切に情報公開し、説明責任を十分に果たすこととする。

主となる担当部署 総務部 監督担当
連携外部機関等 会計監査法人等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

総務部 監督担当 資金分配団体に対する監督

↓

※不正が発見された場合

↓

総務部 監督担当 資金分配団体及び関係者（事業部を含む）への聴き取り等の実施
による事実関係の把握
他の資金分配団体に対する調査

↓

理事会 関係者への処分の決定

※随時、内閣府に対する報告を行う。

※監査室では、総務部監督担当の監督状況等についての監査を実施する。

総務部 総務担当 再発防止策の企画・立案

↓

コンプライアンス委員会 再発防止策の審議

↓

理事会 再発防止策の決定・施行

※企画部広報担当 不正使用等の事案及び再発防止策の情報公開

※公益通報等により不正事案が発生した場合は、事後対応が公正に実施されるよう、総務部監督担当だけでなく、第三者たる外部機関（弁護士等）の協力を得るなどにより、上記の事務を実施することとする。

②選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

《業務の実施内容》

不正により選定を取り消し、助成金を返還した資金分配団体の事業並びに財産及び

負債（指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。）は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り本財団が承継することとする。また、不正に限らず、事業が中止等に至った場合に、事業等の承継に関して必要な事項を指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めることとし、その方針について、民間公益活動促進業務規程及び公募要領において定めることとする。

主となる担当部署 総務部 総務担当、事業部 審査・助成担当
連携外部機関等

不正が見つかった時点で選定の取り消し手続きに入る。資金の返還請求を実施するとともに返還がなされるまでは新たな助成は停止する。また契約にて定めた違約金の請求を実施する。民間公益事業の対象者に対する損害や影響等が想定される場合は、影響を極力小さくすることをめざし、承継する資金分配団体を可能な限り調整し配置する。止むを得ない場合に限り、指定活用団体である当財団が引き受けることも考慮する（民間公益活動促進業務規程参照）。

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

総務部 総務担当 選定取消を受け、資金の返還請求、返還受付
事業部 審査・助成担当 選定を取り消された資金分配団体と事業承継先との調整の仲介

↓

①のケース：事業承継先が確保できた場合

事業部審査・助成担当 事業承継の合意がなされ、選定を取り消された資金分配団体から事業承継先への事業の引継ぎが完了したことを確認

↓

総務部 総務担当 事業承継先の資金分配団体への助成の実施

②のケース：事業承継先の確保の目途が見つからない場合

当財団が引き受けることを検討する

総務部 総務担当 当機構における体制等の整備の上、事業承継の合意

事業部 審査・助成担当 選定を取り消された資金分配団体から事業承継先への事業の引継ぎ

3-1-4. 休眠預金等交付金の受入れ

(1) 目標

法の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うとともに、休眠預金等交付金を原資とする予算を適正かつ効率的に執行する。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

予算編成に当たっては、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定すべく、精査を行う。予算執行に当たっては、内部監査を随時行うとともに、監事及び会計監査人の監査を受けるなど、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底する。

予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れることを原則とするが、民間公益活動促進業務に係る人件費その他内閣府令に定められる事務に要する経費を運用資金の運用益により確保できる水準に運用資金が達するまでの間、運用資金に組み入れる。災害支援などの緊急性の高い助成プログラムの可能性も考慮し、緊急支援ファンドとしてプールしていくことも検討する。運用資金の積み立て・運用に当たっては、運用計画を策定し、事業計画等に反映させる。また、その運用状況については、事業報告等において明示する。

主となる担当部署 総務部総務担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

《前年度10月頃》

総務部 総務担当・企画広報部 経営企画担当

成果評価等を踏まえ、優先的に解決すべき社会の諸課題の検討と同時並行的に予算編成方針及び運用計画を検討

※当財団が指定を受けた後、実施した準備行為のプロセスの中で特定された優先的に解決すべき社会の諸課題については、継続的にフォローすることを原則とするが、毎年下期開始のタイミングで、新たな課題の追加特定を含めて見直しを実施する。

※専門家会議委員及び社会課題の現場で活動する実行団体、

SDGs に関する専門家、行政、企業等の社会課題の専門家等への意見聴取等を行う

↓

《前年度 12 月頃まで》

総務部 総務担当・企画広報部 経営企画担当

事業部等から次年度事業についてヒアリング・精査

※事業部では、予め資金分配団体等ヒアリング等を通じて次年度の事業見込みについて把握

↓

《前年度 12 月頃》

総務部 総務担当・企画広報部経営企画担当

事業計画及び収支予算の素案を作成し、基本計画の内閣総理大臣決定を受けて、案の取りまとめ

↓

理事会 内閣総理大臣への承認申請する事業計画案等について了承

↓

《前年度 3 月頃》

内閣総理大臣に認可申請→認可

↓

休眠預金等活用交付金の交付申請→交付

↓

《内閣府令に定められた時期》

総務部 総務担当 休眠預金等会計に交付金を受入れ

↓

総務部 総務担当 休眠預金等会計から運用資金に充当する額を運用資金基金（仮称）に移替え

↓

予算執行 ※執行状況の把握

↓

※監査担当による、随時の内部監査の実施

《翌年度 4 月》

総務部 総務担当 決算等とりまとめ

※予算の執行残は、運用資金に繰り入れ

↓

会計監査人監査

↓

監事監査

↓

《翌年度6月まで》

理事会承認・評議員会報告又は承認後、内閣総理大臣に報告→公表

3-1-5. 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

(1) 目標

資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上を促進するとともに、本制度の改善や資金分配団体や実行団体における効果的な事業の実施に資するよう人材育成や情報公開、成果評価等に関して調査・研究を進め、本制度を支える環境整備を図る。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

①案件の発掘・形成に係る調査及び研究

《業務の実施内容》

全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施する。

その際、資金分配団体や実行団体による案件の発掘・形成能力の向上も図る観点から、資金分配団体や実行団体と連携・協働して調査・研究を進めることとし、これにより得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開する。

主となる担当部署 企画広報部調査担当
連携外部機関等

《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

《前年度 12月頃まで》

企画広報部 調査担当 案件の発掘・形成に係る調査・研究の実施方針等について企画立案 → 案件の発掘・形成に係る調査及び研究事業に係る計画の決定

↓

《4月～3月》

企画広報部 調査担当 事業部、資金分配団体及び実行団体と連携・協働しつつ、調査・研究を実施、専門家会議での意見聴取

↓

《翌年度4～5月 ※調査内容によっては時期の変動あり》

企画広報部 調査担当 調査・研究成果について公表
事業部に共有すること等により、積極的に現場にフィードバック

②制度改善や活動促進に資する調査及び研究

《業務の実施内容》

民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を実施する。これにより得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開する。

主となる担当部署 企画広報部調査担当
連携外部機関等

《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

《前年度 12 月頃まで》

企画広報部 調査担当 事業部と協議の上、制度改善や活動促進に資する調査・研究の実施方針等について企画立案 → 調査研究事業計画の決定

↓

《4月～3月》

企画広報部 調査担当 事業部、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体と連携・協働しつつ、調査・研究を実施、専門家会議での意見聴取

↓

《翌年度 4～5月 ※調査内容によっては時期の変動あり》

企画広報部 調査担当 調査・研究成果について公表。
事業部に共有すること等により、積極的に現場にフィードバック

3-1-6. 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動

(1) 目標

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保し、休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用に関する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図る。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

①戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

《業務の実施内容》

本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、民間公益活動の状況等を踏まえて、訴求対象ごとに最適な広報ツール・内容を選択し、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行う。

主となる担当部署 企画広報部広報担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

《前年度12月頃まで》

企画広報部 広報担当 事業部と協議の上、啓発・広報の実施方針等について企画立案 → 啓発・広報に係る事業計画の決定

↓

《4～3月》

企画広報部 広報担当 事業部や外部機関等と連携しつつ、年次報告を含め啓発・広報に係る活動を実施

↓

《個別の事業実施後》

企画広報部 広報担当 啓発活動・広報活動の実施を通じて得られた外部意見等について事業部等にフィードバック

②シンボルマークの策定・活用

《業務の実施内容》

策定されたシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を、資金分配団体や実行団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施

する事業において、表示すること等のシンボルマーク利用に係るガイドラインを定め、
そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定める。

主となる担当部署 企画広報部広報担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※本財団が実施する事業等で随時活用するほか、資金分配団体に対する助成の実施時に
その利用を契約にて義務付けるため、固有のプロセスはない。

3-1-7. 適切な評価の実施

(1) 目標

休眠預金等に係る資金の活用の成果を積極的に情報発信することで、広く国民の理解を得ること。評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、民間公益活動を効果的・効率的に行うこと。厳正な評価を実施することにより、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこと

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

本制度全体の評価の方針となる「評価指針」の策定に加え、自らの活動に対する自己評価や、資金分配団体の成果評価の点検・検証等を行う（※点検・検証は前記「資金分配団体に対する助成等」を参照）。また、これらに基づき、制度全体に関する「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点も含めた総合的な評価を行う。

また、成果評価の実施が適切に実施され、成果評価結果が民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用されるよう、資金分配団体や実行団体における成果評価等の実施に係る負担を軽減するための支援を行う。

主となる担当部署 事業部 検証・支援担当、経営企画担当
連携外部機関等

《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

①評価指針の策定（初期のみ）

《2019年2～3月》

事業部 検証・支援担当 評価指針の企画立案、専門家会議等の意見聴取

↓

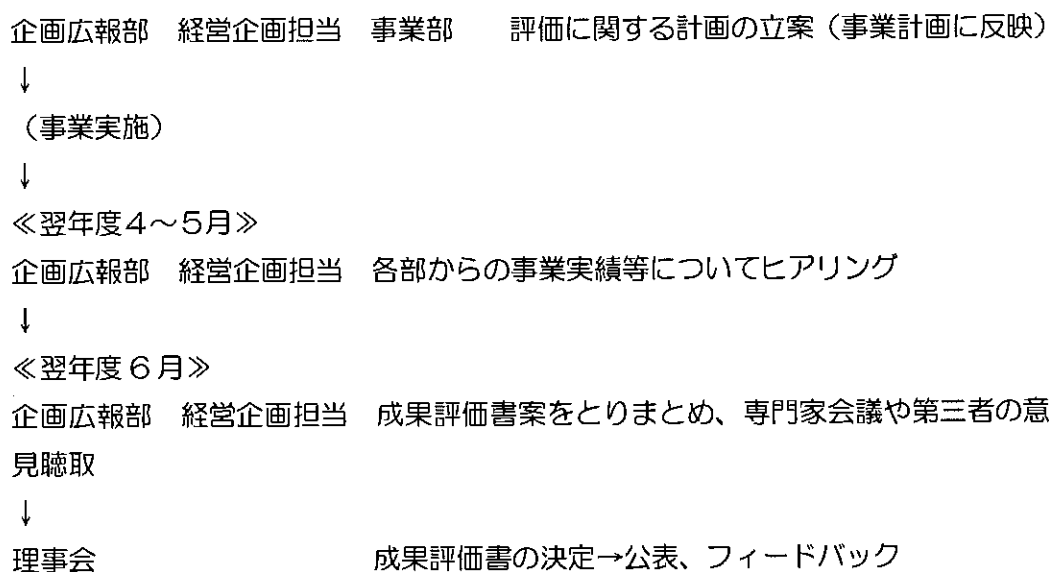
《2019年3月》

理事会 決定、公表

※成果評価の実施方法等について積極的に見直しをするため、企画広報部 調査担当において、事業部検証・支援担当との連携の下、継続的に実施状況等について把握、分析し、継続的に改善策を検討、所要の措置を実行する。

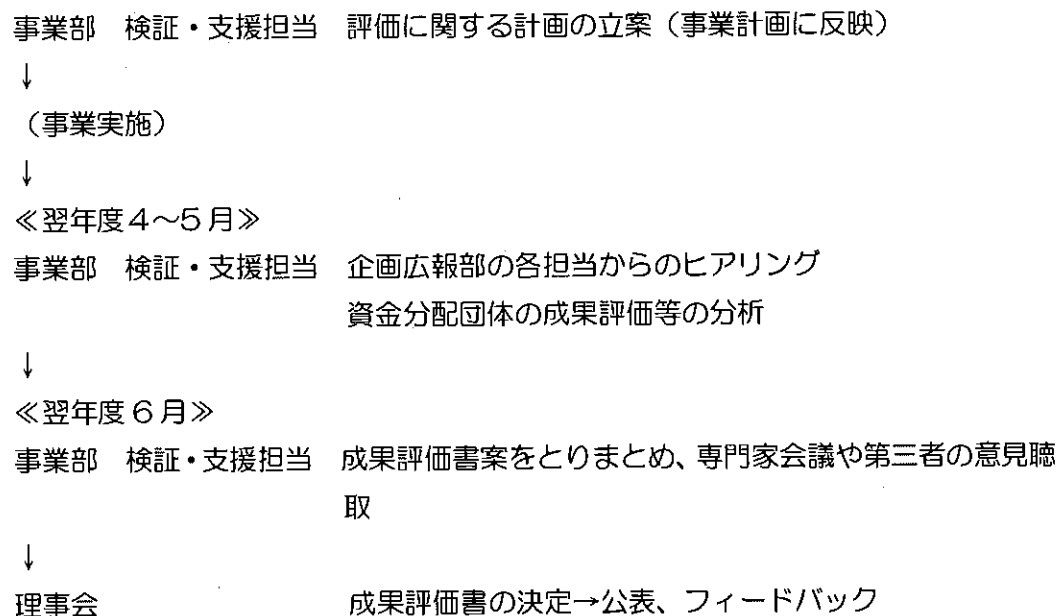
②本機構の成果評価

《前年度12月頃まで》



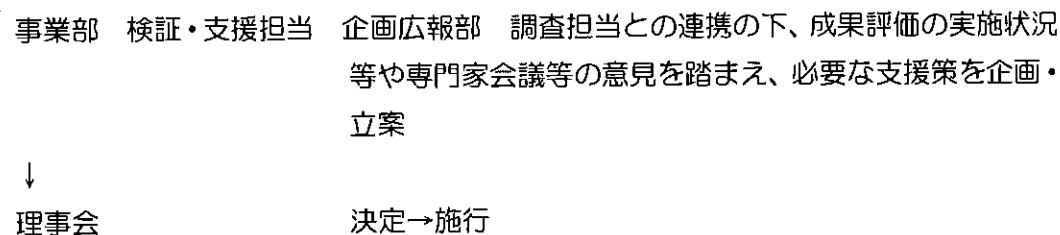
③制度全体の成果評価

《前年度12月頃まで》



④成果評価の実施支援

※随時実施



3-2. 業務の充実に向けて実施していく業務

前述の「基本的業務」の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下に掲げる「業務の充実に向けて実施していく業務」については、民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ、取り組んでいくこととする。

なお、以下の業務を円滑かつ効率的に開始できるよう、「基本的業務」の実施に当たっては以下の「業務の充実に向けて実施していく業務」との関連性・互換性を確保するとともに、「業務の充実に向けて実施していく業務」に必要となる情報等の蓄積を進める。

※実施内容、実施体制及び実施計画については、指定を受けた後、リソースの確保や民間公益活動促進業務の進捗状況等に応じて変更がありうる。

3-2-1. 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

(1) 目標

民間公益活動の実効性をより高めること

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

資金分配団体及び実行団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集、共有化する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにする。

その上で、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を、ICT等を活用して整備する。

*申請プロセス、審査プロセス、また関係者間での情報の共有化などは効率性や資金分配団体と実行団体の負担軽減、またプロセス全体の透明性を高める意味でもICTの活用を積極的に検討していく。

主となる担当部署 事業部システム構築・運用担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

事業部 システム構築・運用担当 システム整備・運用計画の企画立案

↓
将来的なシステムの整備・運用計画を踏まえつつ、企画広報部・事業部等において業務を実施

これを通じて資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）を収集・蓄積

※この間も、企画広報部調査担当及び広報担当並びに事業部検証・支援担当において、業務を通じて収集・蓄積した民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析し、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開する。

↓
※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

事業部 システム構築・運用担当 関係部署、外部関係者等の意見を踏まえ、事業部システムの構築、運用開始

3-2-2. 成果評価実施支援

(1) 目標

成果評価に係る時間と労力を軽減し、資金分配団体や実行団体（民間公益活動を行う団体）各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進すること

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

以下のような成果評価実施支援業務を行う。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

主となる担当部署 企画広報部調査担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

企画広報部 調査担当 事業部検証・支援担当等と連携しつつ、成果評価支援ツールの開

発、提供。専門家会議等での意見聴取

※この間も、企画広報部調査担当及び広報担当並びに事業部検証・支援担当において、成果評価の支援のため、情報提供や既存の支援ツールの提供等を行うなど、成果評価の支援を実施する。

3-2-3. 研修

(1) 目標

伴走型支援の担い手を始め、民間公益活動の促進のための人材を、実務を通じて育成すること。多様な分野で活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築によりコレクティブ・インパクトを促進すること

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

利益相反等に留意しつつも多様な人材を組織に幅広く受け入れることで、OJTを通じた研修の場を提供する。また、多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、関連する情報の適切な提供等を行う。

主となる担当部署 総務部総務担当
連携外部機関等

《業務の実実施計画（業務実施フロー）》

①研修の受入れ

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

総務部 総務担当 事業部等の意見を踏まえ、研修の受入れのためのOJTを中心とする研修プログラムを企画・立案
研修受入れ態勢の整備（関係部署、外部機関等との調整等）

↓

総務部 総務担当 研修者の募集、応募者の審査・決定
研修受け入れ部署 個々の研修者に係る研修計画の策定

↓

（研修）

②団体に関する情報提供

※企画広報部調査担当及び事業部検証・支援担当において、業務を通じて多様な団体に関する情報を収集・蓄積し、事業部検証・支援担当が実施する非資金的支援の一

環として情報を提供するほか、HP 等でも情報を公開。

↓

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて

事業部 検証・支援担当等 多様な団体に関する情報を収集・蓄積。ネットワーク化等を支援するために、情報を提供

3-2-4. 国際交流

(1) 目標

本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資すること及び休眠預金を活用する先進各国の動向や潮流等を広く聴取すること、並びに日本の休眠預金を活用する本制度の成果等を世界に向けて発信すること。

(2) 業務の実施内容・実施体制・実施計画

《業務の実施内容》

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行う。

主となる担当部署 企画広報部広報担当
連携外部機関等

《業務の実施計画（業務実施フロー）》

※民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえて取り組むこととするが、海外の関係機関等からの要請があれば、当該時点において可能な対応を実施する。

企画広報部 広報担当 国際交流事業計画の企画・立案（事業計画に反映）

↓

企画広報部 広報担当 関係部署及び外部関係機関との連携の下、国際交流事業を実施

(以 上)